

重要文化的景観

「小菅の里及び小菅山の文化的景観」  
保存活用計画



2026.5

長野県飯山市教育委員会

## 例 言

- 1 本書は、平成26（2014）年に刊行した保存計画書「文化的景観 小菅の里」を改訂した重要文化的景観「小菅の里及び小菅山の文化的景観」保存活用計画である。
- 2 本書の作成は、令和6（2024）年度から令和8（2026）年度にかけて国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金（文化的景観保護推進事業）を受けて実施した。
- 3 本事業に関わる各調査報告書、写真等の資料は飯山市教育委員会文化振興部市民学習支援課文化財係で保存している。
- 4 本事業においては文化庁文化財第二課文化的景観部門、長野県県民文化部文化振興課、「小菅の里及び小菅山の文化的景観」保存整備検討委員会の指導・助言をいただいた。
- 5 本書の刊行における編集・著作、執筆は飯山市教育委員会文化振興部市民学習支援課文化財係が行った。本事業実施にあたり、信州大学工学部梅干野研究室に建造物調査研究を委託し、本文執筆及び図面作成についての協力を得た。また、本文中の専門的事項に関して信州大学佐々木邦博名誉教授、信州大学教育学部井田秀行教授、信州大学工学部梅干野成央准教授に加筆の協力を得た。加筆分担は以下のとおりである。

井田 秀行（信州大学教育学部教授）

- ・第4章2（1）「小菅山山頂付近のブナ・キタゴヨウ群落」、「奥社参道のスギ並木」
- ・第4章2（4）○「森林資源」の特徴・土地利用の方針
- ・個票「D-20」の概要・価値について

佐々木 邦博（信州大学名誉教授）

- ・第4章2（2）「大聖院の庭園」
- ・第4章2（4）○「水路」○「森林資源」のうち「集落の樹木」の特徴・土地利用の方針
- ・個票「B-4」「D-9」「D-18」「D-19」の概要・価値について

梅干野 成央（信州大学工学部准教授）

- ・個票「C-28」「C-29」「C-44」の概要・価値及び保存対象・現状変更に影響を及ぼす行為について

浅見 尚太、池森 梢、川上 翔真、越野 志織、小平 幸輝、野田 雄介（信州大学工学部梅干野研究室）

- ・第4章2（3）特徴の図解「小菅の社寺」、「小菅の民家」

- 6 本文中で用いる用語は以下のとおりとする。

カイド：仁王門から三の鳥居までの現小菅集落の幹線道路を指す。

越処（コエンド）：北竜湖と小菅集落間の尾根越しの峠の道筋をいう。

前坂道（まえさかみち）：前坂コエンドとよび、野沢温泉村前坂方面から小菅集落に至る北口の道筋。

神戸道：（ごうどみち）：小菅集落と神戸集落を結ぶ南北の道筋。神戸集落～桂清水～十王堂跡へ至る。

講堂庭（こうどうにわ）：小菅集落の中心部にある祭式場。近世の絵図には「堂庭」とも記される。

# 目 次

第1章	計画策定の経緯と目的	
1	計画策定の経緯	1
2	本計画の目的	2
3	検討体制	3
第2章	重要文化的景観の概要	
1	位置及び範囲	4
2	重要文化的景観の本質的価値	5
第3章	保存及び活用に関する基本方針	
1	保存に関する基本方針	6
2	活用に関する基本方針	7
3	運営体制に関する基本方針	7
第4章	保存に配慮した土地利用に関する方針	
1	景観単位	9
2	土地利用の方針	12
3	行為規制の方針	27
第5章	整備活用に関する方針	
1	重要文化的景観の継承に向けて	38
2	担い手の創出と活性化に向けて	39
3	修理等に向けて	39
第6章	保存及び活用に必要な体制	
1	運営体制の考え方	41
2	関連組織との連携	41
第7章	重要な構成要素	
1	重要な構成要素の考え方	42
2	重要な構成要素	43

# 第1章 計画策定の経緯と目的

## 1 計画策定の経緯

重要文化的景観「小菅の里及び小菅山の文化的景観」（以下「本重要文化的景観」）は飯山市瑞穂地区に位置する。本重要文化的景観の中心となるのが瑞穂地区の東縁に位置する小菅区である。小菅区は古くから修験信仰の地として小菅山元隆寺を中心に発展し、その寺域や信仰圏を広げたとされる。それを裏付けるように、小菅区には関連する宗教建築や美術品など数多くの文化財が残されており、その多くが文化財に指定されている（国指定・選定3件、県指定8件、市指定8件）。また、小菅区では集落の中心部に小菅山元隆寺の坊院跡とされる石垣で区画・造成された地割が大きく改変されることなく残されており、宅地や耕作地として現在に受け継がれている。

昭和45（1970）年までは100戸前後あった小菅区の世帯数は高度経済成長を迎えて人口とともに減少し、区内の自治組織の再編や所有する文化財の保全、祭りや普請作業の維持が難しくなるなど、地域の課題が明らかになってきた。これらの課題解決に向けて、平成2（1990）年、小菅区の住民7人によって「小菅むらづくり委員会」が発足され、1年がかりで『小菅の里整備基本計画』がまとめられた。この計画をもとに、さまざまな助成を活用しながら沿道の緑化、祭りや小菅に伝わる昔話をまとめた書籍の発行、宗教建築を活用して内陣に「小菅の里祭り資料館」を開設するなど、施設の整備や地域愛の醸成、情報発信等の取り組みが住民主体で行われてきた。



雪に覆われた小菅集落

飯山市としても、小菅区の貴重な文化財に対して積極的な文化財指定や各種補助による修復を実施してきたが、総合的に文化遺産の保全や活用を考えていくための施策を実行するため、平成11（1999）年、信州大学の笹本正治教授（当時）を「飯山市文化財アドバイザー」に委嘱した。同時に小菅区では「小菅の里文化財保護委員会」（現「里づくり観光委員会」）を発足し、文化財等の管理について住民と笹本教授とで懇談が重ねられた。こうして小菅区を題材とした数々の講演、シンポジウム、書籍の刊行などさまざまな取り組みが行われた。

平成13（2001）年から2年をかけて、小菅大聖院跡・北竜湖大菅遺跡や小菅修験遺跡の発掘調査が行われた。この調査を踏まえ、今後の文化財保護の方向性等について、飯山市は文化庁（史跡部門）と協議を行い、国庫補助事業による小菅修験遺跡の総合調査を実施することとなった。こうして平成15（2003）年より2年間の「小菅修験遺跡総合調査」が始まった。この調査は信州大学人文学部、工学部、農学部、教育学部等と連携し、さまざまな分野から詳細な調査が行われ、調査報告書を刊行した（飯山市教育委員会『長野県飯山市小菅総合調査報告書』第一巻・第二巻 2005）。この調査事業の結果を受け、小菅修験遺跡一帯を「史跡」を含め「文化的景観」の広い範囲でとらえていく方向性が示唆された。

平成17（2005）年、重要文化的景観の選定を視野に入れながら調査を進めていくなかで、平成18

(2006)年から2年をかけて国庫補助事業「北信濃の柱松行事」の調査が開始された。平成23(2011)年3月9日付で「小菅の柱松行事」が重要無形民俗文化財に指定され、この時に文化的景観部門と協議を行って、平成24(2012)年から2年間で文化的景観推進事業の保存調査及び計画策定事業が具体的に進められることとなった。この事業では信州大学及び上越教育大学の研究者、地元住民と「小菅の文化的景観保存計画策定委員会」を発足して調査を行い、平成26(2014)年3月に保存計画書『文化的景観「小菅の里」』(以下「保存計画」)を策定し、平成27(2015)年1月に「小菅の里及び小菅山の文化的景観」が重要文化的景観に選定された。さらに平成30(2018)年には整備の具体的な進め方をまとめた『「小菅の里及び小菅山の文化的景観」整備計画』(以下「整備計画」)を策定し、保存計画及び整備計画に基づいた文化財の保存・整備を行っている。

重要文化的景観選定から10年が経過し、小菅区の少子高齢化や人口減少は深刻化している。こうした状況は空き家や空き家予備軍の増加や自治組織の活動の縮小化を招き、集落の景観整備への支障や小菅の柱松行事など伝統行事の継続にも影響が及んでいる。加えて世代交代等により重要な構成要素の保護が難しくなるなどの課題が見えてきたことから、保存計画を見直し、「重要文化的景観保存活用計画」(以下「本計画」)を策定することとなった。



文化的景観選定を記念して開催されたシンポジウム(2014.12月開催)

## 2 本計画の目的

本計画は、本重要文化的景観の保存活用をはかるうえでの方針を定め、重要文化的景観の価値の共有、住民、行政、関係各所が連携しながら課題に対応した保存活用を図ることを目的に策定する。

特に重要な構成要素については保存の考え方を表し、その活用の多様な可能性について共有し、それらを支える新たな担い手づくりを目指す。

### 3 検討体制

平成 28（2016）年度より、本重要文化的景観の保存・整備・活用に関して住民代表とともに専門的な見地から助言・意見を得るために「小菅の里及び小菅山の文化的景観」保存・整備検討委員会（以下「検討委員会」）を設置している。本計画の策定にあたり、検討委員会には小菅区を拠点に事業を行っている関係団体や本重要文化的景観の範囲内で事業を計画する事業者や庁内関係部局も加わり、令和 6（2024）年 4 月～令和 8（2026）年 4 月にかけて検討を行った。検討委員会の構成は以下のとおりである。

#### 「小菅の里及び小菅山の文化的景観」保存・整備検討委員会（R6.4～R8.4）

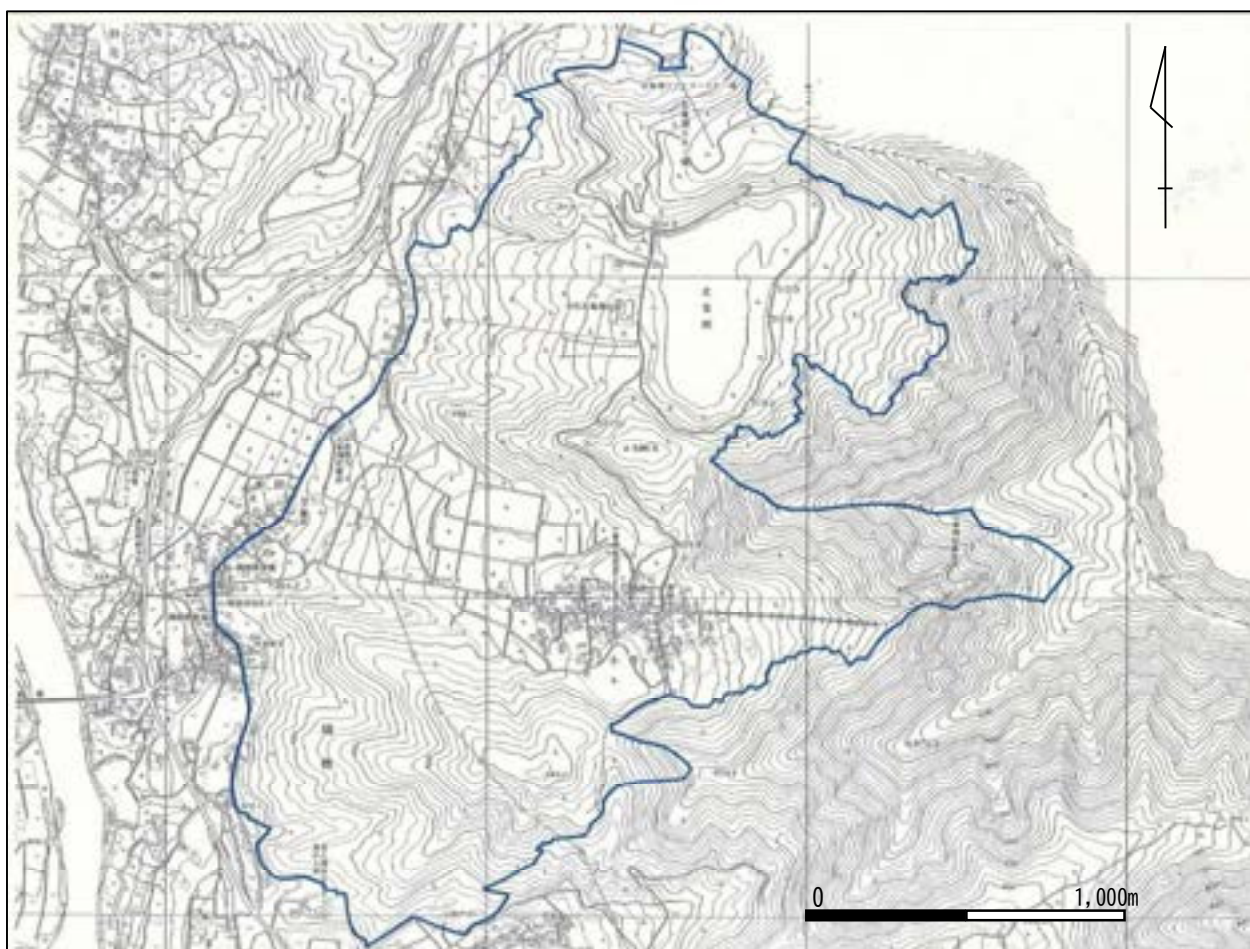
区分	氏名	所属・職名	備考
学識経験者	笹本 正治	長野県立歴史館特別館長・信州大学名誉教授 R8.4～長野県立歴史館参与	委員長
地域代表者	望月 武	小菅区住民代表	副委員長～R8.3
学識経験者	佐々木 邦博	信州大学名誉教授	
//	土本 俊和	信州大学学術研究院工学系教授	
//	井田 秀行	信州大学学術研究院教育学系教授	
//	梅干野 成央	信州大学学術研究院工学系准教授	
//	浅倉 有子	上越教育大学大学院教授 R7.4～上越教育大学名誉教授	
//	遠藤 公洋	小川村立小川中学校教諭 R7.4～長野市立松代中学校教諭	
//	望月 静雄	学識経験者	
地域代表者	小林 和行	小菅区長	R6.1～R7.1
//	中島 隆	小菅区長	R7.1～R8.1
//	山岸 正光	小菅区長	R8.1～
//	小林 文夫	小菅区長代理	R7.1～R8.1
//	山岸 浩	小菅区長代理	R8.1～
//	青木 正一	神戸区長	R6.1～R7.1
//	金井 勇人	神戸区長	R7.1～R8.1
//	桑原 実	神戸区長	R8.1～
//	鷺尾 恒久	小菅区住民代表	R8.4～副委員長
//	丸山 重吉	小菅神社氏子総代会長	
//	丸山 要	小菅里づくり観光委員長	R6.1～R7.1
//	小林 英男	小菅里づくり観光委員長	R7.1～R8.1
//	廣瀬 光雄	小菅里づくり観光委員長	R8.1～
オブザーバー	永井 ふみ	文化庁文化財第二課文化的景観部門文化財調査官	～R8.3
//	寺内 貴美子	長野県県民文化部文化振興課文化財指導主事	R6 年度
	小池 裕貴	長野県県民文化部文化振興課文化財専門員	R7 年度～

## 第2章 重要文化的景観の概要

### 1 位置及び範囲

本重要文化的景観の範囲は、瑞穂地区小菅区及び小菅山信仰や水利、交通などの面から小菅区との関係が深い近隣の神戸区、関沢区、針田区の一部を含む 389.7ha である。

本計画のなかで本重要文化的景観とは上記範囲をよび、各地区については小菅区などと呼称することとする。



長野県及び飯山市位置図及び保存活用計画対象範囲

## 2 重要文化的景観の本質的価値

小菅は飯山盆地の東縁に位置する集落で、小菅山麓の緩斜面上に広がる。集落を囲む山々ではブナ群落・ナラ群落等の二次林が主体を成し、それらがかつて薪炭材などに利用されたことがわかるほか、集落内でもカツラ・ケヤキなどの樹木が植えられており、小菅神社の式年例大祭である「小菅の柱松行事」に用いられている。

小菅では、7世紀前半に修験道の開祖とされる役小角が小菅山に小菅権現を祀ったことが伝わり、少なくとも平安時代後期には現在の小菅神社奥社の前身が設けられたとされている。永禄7(1564)年に上杉輝虎(のちの上杉謙信)が更科八幡宮(長野県千曲市)に宛てた戦勝祈願の願書からは、小菅山は戸隠山・飯縄山と並ぶ修験の山で、その信仰圏は北信地域のみならず上越地域まで広がっていたことがわかる。永禄9(1566)年の銘を有する「信濃高井郡小菅山元隆寺之圖」および延享3(1746)年に古絵図として作成された「信濃國高井郡小菅山絵圖」では、小菅山の麓に方形の区画をもつ多くの坊院群が密集して描かれている。これらは永禄4(1561)年の川中島合戦に関連して消失したとされるが、天正年間(1573~92)までには坊院跡が一般の居住地に転じたとされる。現在の小菅神社奥社(重要文化財)も天正19(1591)年の建造と伝わる。現在も、カイドと称する小菅神社参道の南北に、当地で産出する安山岩の石積等で区画された地割が、居住地および耕作地として継承されている。特にカイド沿いの民家では、カイドに面する座敷にミセと呼ばれる縁側が設えられており、そこでかつて祭礼に伴って開かれた市の際に商いを行ったとされるなど、独特の間取りも確認できる。

小菅では、断層活動により山体崩壊が生じた結果、湧水に恵まれると同時に、北竜湖などの湛水域が形成された。小菅ではこれらを水源として8系統の水路を設け、生活用水および農業用水として利用している。居住地においては、敷地内にカワまたはタネと呼ばれる池を設え、洗いもの・消雪等に利用するほか、明治期までは敷地の裏に水を引き入れ、紙漉き(内山紙)を行っていた。耕作地は居住地を取り巻くように展開しており、現在も水田および畑が営まれる。近世には北竜湖から「ひましめ水路」と呼ばれる用水を引いて水利を安定化させており、これは現在も灌漑用水として機能している。集落の共同作業はオテンマと称し、用水路の日常的な維持・管理のほか、柱松の制作および参道の清掃など「小菅の柱松行事」の催行に関する作業等を行っている。

このように、小菅の里及び小菅山の文化的景観は、修験道の中心地であった小菅山およびその参道沿いに展開した計画的な地割を示す景観地であり、カワまたはタネと称する池など特徴的な水利を伴う生活・生業によって形成された文化的景観である。信仰の山、生活・生業に利用した里山、居住地および耕作地等が展開する里からなる明確な空間構造を示し、わが国民の生活・生業を理解するため欠くことができない景観地であることから、重要文化的景観に選定し、保存・活用を図るものである。

(『月刊文化財』新選定の文化財より引用)

## 第3章 保存及び活用に関する基本方針

### 1 保存に関する基本方針

#### 「本質的価値の共有、発信による重要文化的景観の継承」

これまで小菅区の自治組織や共同作業であるオテンマの活動等により、数多くの文化財や景観の維持管理が行われてきた。しかし、近年加速する少子高齢化、過疎による人口減少で小菅区における集落の保全、祭りや各行事の催行など、地元住民による地域活動の維持は困難になってきている。このような状況で、本重要文化的景観の保存・管理は厳しさを増しており、実際に民家においては空き家や空き家予備軍の建物が増加している。

こうした現状や課題を踏まえ、本重要文化的景観の価値の掘り起こしのための調査や情報の発信、共有を続けること、また外部等の支援の輪を広げることで受け継がれてきた貴重な文化遺産を守っていくため、以下の方針を定める。

#### (1) 重要文化的景観の価値の発信

選定前後を通して、本重要文化的景観においてさまざまな分野の調査が行われてきた。

こうした調査に基づく価値の発信、情報共有を行い、重要な構成要素及びそれ以外で景観を構成する要素（以下「景観構成要素」とする）を継承していく。

また、時代に合わせて適切に保全し、次世代へ継承しつつ地域活性化につなげるための調査を継続して行っていく。



信州大学工学部による民家の調査

#### (2) 地域活動等の継続への支援

地元住民による活動が困難になっていきている現状を踏まえ、行政は地元内外の支援者やボランティア団体、学校などと地元をつなぎ、外部支援を取り込みながらオテンマなどの地域活動を継続し、本重要文化的景観を継承していく。



飯山市ふるさと館友の会によるオテンマ支援

## 2 活用に関する基本方針

### 「重要文化的景観を活かした持続的な地域づくり」

本重要文化的景観の重要な構成要素や景観構成要素を活かし、地域内外の支援者等とともに地域の活性化を図る。増加している空き家に関しては、地域の活性化を達成するための資源と捉え、所有者の意向や地域の理解を得ながら利活用を促進するための地域交流や活動人口、定住人口の促進をはかり、持続的な地域づくりを目指す。

#### (1) 回遊と交流を促す整備の推進

本重要文化的景観の特徴を活かした回遊コースを設定し、認知度の拡充と誘客を促進する。

また、空き家等をガイダンス施設や休憩所等として開設することで、本重要文化的景観の情報発信や住民と来訪者との交流の場などの幅広いコミュニティの拠点として活用をはかるとともに、移住者や来訪者の呼び込みにつなげる。

#### (2) 担い手の創出と活性化

外部からの支援者等には、本重要文化的景観の価値や保存への理解と、オテンマ等の地域への協力等について十分に理解してもらう必要がある。

一方で来訪者には何度も訪れたいような地域として、本重要文化的景観の価値や営みを伝える学習会やイベントなどを実施し、担い手の創出と活性化をはかる。また、これからを担う子どもたちへ向けて、学校等と連携し郷土を学ぶふるさと学習を推進し、担い手の育成をはかる。

## 3 運営体制に関する基本方針

### 「関係者との連携・協働の促進」

重要文化的景観の保存・活用には住民、行政、関係団体との連携が不可欠である。関係者を結ぶ場のひとつである検討委員会では、各専門分野の有識者と住民代表、そして各関係機関や行政の各部局等が参加し意見交換が行われている。

このような地域と各団体、行政を結ぶ場を活用しながら、よりよい重要文化的景観の保存と活用を実現できるよう連携・協力体制を促進する。

#### (1) 地域住民との連携

本計画で示す土地利用の方針や重要な構成要素の個票をもとに、重要文化的景観の保存・継承に向けてスムーズな協議、調整ができるよう、地域住民と行政とが連携・協力して取り組む。

住民が主体的に関わり続けられるよう、住民組織との連携や、ワークショップなど住民の意見を反映させるための場を創出し、計画の進捗を共有しながら本重要文化的景観の保存・活用につなげる。

#### (2) 行政間の連携

文化財の所管である文化財担当課を中心に、景観計画を所管するまちづくり部局のほか、観光、

農政、建設、移住定住関係部局などの庁内関係部局との情報共有を行いながら横断的な連携体制を構築する。また、検討委員会において事業計画の共有を行い、住民と連携を図りながら本重要文化的景観の保存と活用につなげる。

### (3) 各団体や組織との連携

観光関係を含む事業者による本重要文化的景観における事業について、その計画の共有を図り、住民との連携のもと本計画を踏まえてよりよい保存と活用を実現できるよう協力を行う。

空き家対策に関連する組織や事業者等とは、情報を共有しながら地域活動や本重要文化的景観の保存・活用に協力を得られる移住者や来訪者を呼び込めるよう連携を図る。



各組織・団体等が参加する検討委員会

## 第4章 保存に配慮した土地利用に関する方針

### 1 景観単位

本重要文化的景観の景観単位は、以下の単位で構成される。

#### (1) 「山」

小菅神社奥社本殿（重要文化財）以下「奥社」）に向かって続く参道スギ並木とその上位にあたる山地で、基本的に生産地としては利用されず、人為的な関与が一定のレベルに抑えられている。

#### (2) 「林」

集落東方の大聖院跡から上方の参道スギ並木の終点辺りまでの斜面及び集落南北方向の尾根の斜面までを指す。「山」と比較し、ほぼ全面に人の手が入られている山林である。近世以前は随所に信仰遺構がみられ、近世以降は耕作地や燃料、原料などの供給地としての土地利用がみられる。

#### (3) 「里」

現集落とその周辺にあたり、主に居住地と耕作地からなる。集落の中心には奥社へ続く参道が通る。この参道を軸として南北に民家が集中し、民家の周囲に耕作地が広がる。

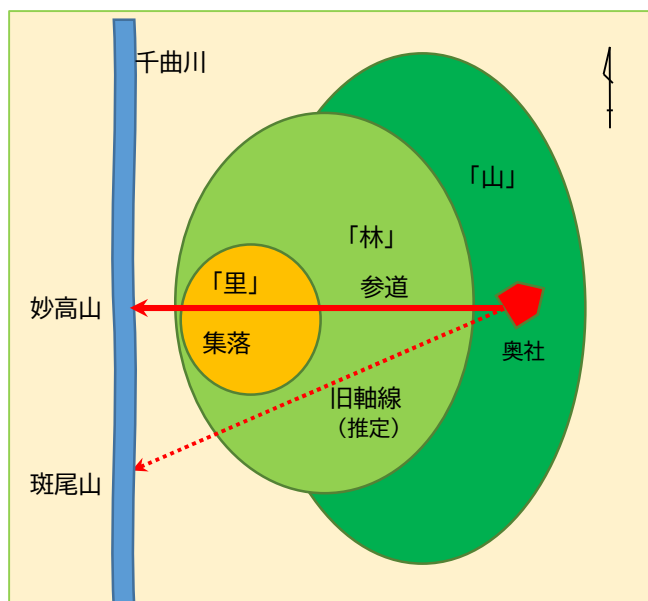
#### (4) 「石垣・水路・森林資源」

「林」や「里」を中心に横断的に存在する石垣や水路は各エリアを区画し結びつけている。

「山」や「林」にある水資源や森林資源と、それを獲得するための労働の循環によって相互に密接に結びついて景観の一体性を持たせている。

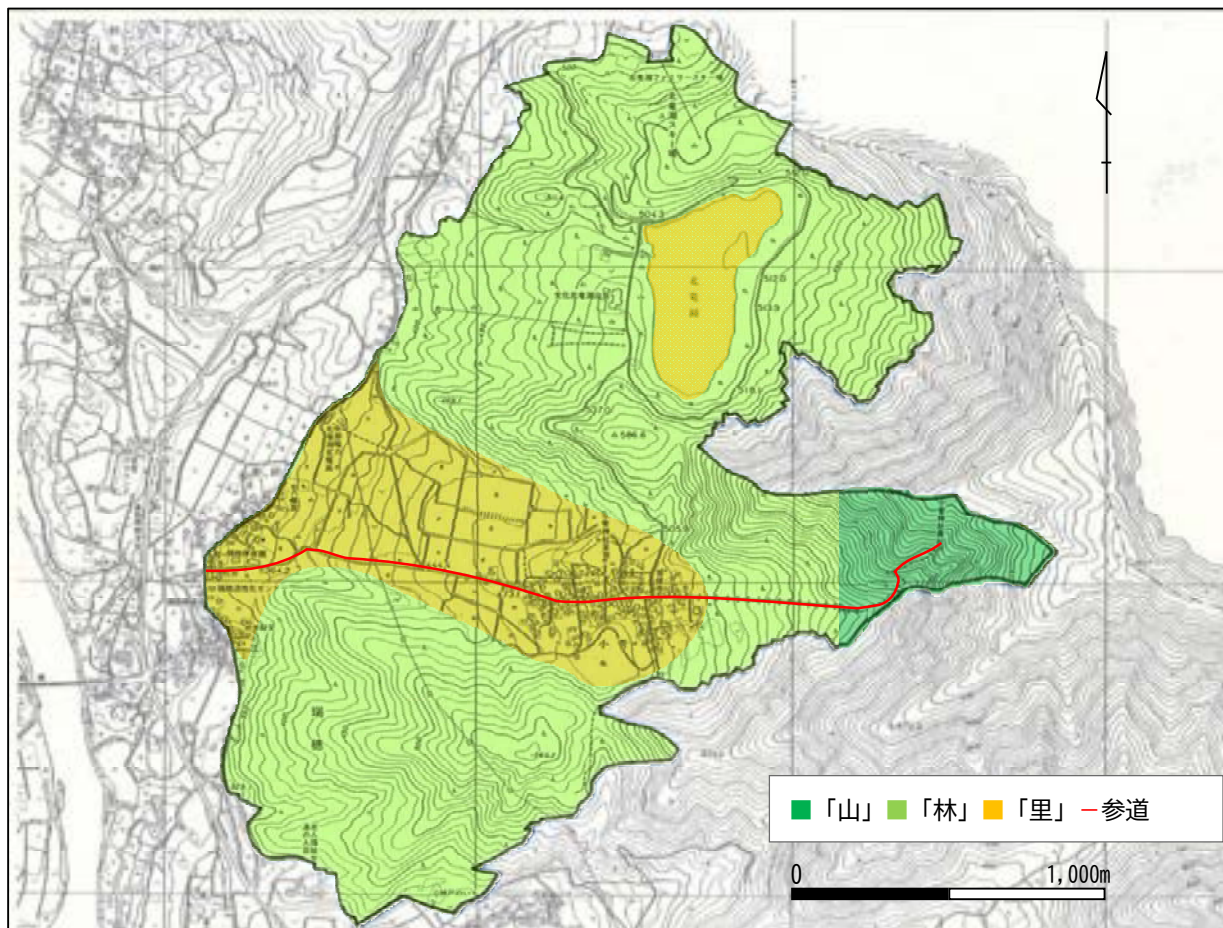
景観単位はおおよそ「里」を中心に、西側を開口部にしてC字形に周囲を「林」、さらに外側を「山」が包むような構造になっている。これらの景観単位を「林」や「里」を中心に展開する石垣と水路が区画し結んでいる。

景観単位の中心を修験信仰の主軸となる参道が貫いている。この参道を軸として「里」では修験信仰に関する坊院が形成され、「林」を通して「山」の最奥に建つ聖域であり修行の場である奥社へ至る信仰景観が構成された。近世に形成された現参道は、妙高山を信仰の山とした軸線となっている。



景観単位概念図

一方、「林」では参道の南北に近世以前に成立したと考えられる遺構群が展開しており、奥社の向きと遺構の中心軸から斑尾山を信仰の山とした信仰景観が構成された歴史が浮かび上がる。こうした信仰景観の時間的変化が本重要文化的景観を形づくっている。



景観単位図

本重要文化的景観のまもりは、断層活動に由来する地形から導かれた修験信仰としての霊場、雪深い山間地における生活・生業への水利用の知恵などが組み合わさって構成されている。

### 地形

断層地形と地滑り地形を基盤とし、尾根や急崖に囲まれた小菅集落は、山々と集落が一体となり、外界から隠されたような景観を構成している。このような地形的構造が一因となり、この地が修験信仰の場として選ばれ発展したことも推測される。一方、緩傾斜で標高の高い小菅集落の上方や奥社付近からは、信仰の山々をはじめ、眼下の景色を見渡す眺望に優れている。



飯山盆地底から望む小菅集落

## 信仰に基づく計画的な地割

小菅山山腹に建つ奥社を中心に、西方に位置する妙高山を基軸にした参道が小菅集落を貫いている。その両側にはかつての坊院の区画が地元産の安山岩を用いた石垣によって規則的に並んでいる。現在は居住地や耕作地として継承されており、本重要文化的景観の基盤となっている。

かつてこの霊場は、斑尾山に正対する軸線を中心に展開していたと考えられ、関連する遺構群が残っている。しかし後に信仰の対象が妙高山へと大きく切り替わり、現集落の原形である霊場へと変化したと考えられている。

時代によって土地の性格や用途は変化してきたが、坊院の地割とその基盤となる石垣による区画は時代を超えて継承され、信仰の場としての景観を伝えている。



妙高山を正面におく参道

## 特徴的な水利用

地滑りに起因して生じた多数の湧水点は、集落や耕作地に水を供給する水源をもたらした。集水域が比較的狭い小菅集落では、地質条件と大雪に由来する湧水等を独自の水利システムを確立することによって、生活・生業に利用している。集落内を巡る水路網をはじめ、傾斜地において限られた水資源を無駄なく活用するための知恵が景観の土台となっている。

## 景観を支える共同体機能

小菅区に伝わる修験信仰に関連する文化財の維持や水路や道路などの清掃、補修といった景観の維持管理は地域のオテンマによって行われている。こうした共同作業が、景観を維持するための目に見えない仕組みとなって機能し、景観を支えている。

## 2 土地利用の方針

各景観単位の土地利用の特徴とまとめ、景観単位の関係性を保存することを基本とする。  
各景観単位の土地利用の方針は、次のとおりである。

### (1) 「山」

#### 1) 特徴

山体崩壊の滑落崖に由来する急な斜面とその上の緩傾斜からなる山地である。小菅山山頂付近にはブナ林が広がる。さらに尾根筋のブナ林にはキタゴヨウの大径木が混在しており、特色ある植生景観を構成している。これらの森林は、かつて用材などとして伐採が行われていた可能性はあるものの、過度な利用はなされず、結果として自然性の高い森林構造が長期にわたり維持されてきた。

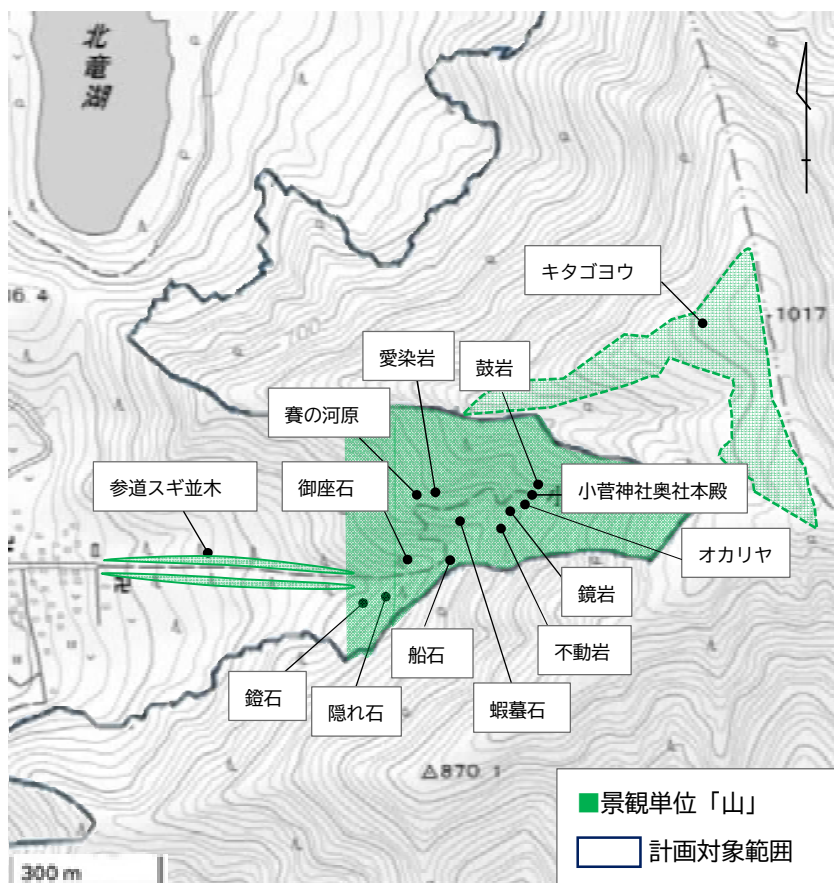
小菅山山腹には岩壁を利用した崖造りの奥社が建つ。その手前には江戸時代には御供所、明治時代には神饌所として利用されたオカリヤがあり、修験信仰を示す宗教景観が広がる。

奥社へといざなう参道は、神として見出された岩壁の際立つ山に囲まれ、参道沿いには信仰的な呼称や云われをもつ巨石が点在する。

参道の入り口には、樹齢300年を超える大径木を含むスギ並木（県天然記念物）がある。江戸時代の絵図には、二の鳥居から参道に沿ってスギなどの並木が連続する様子が描かれており、近世以降、奥社参道の重要な要素として維持されてきたことがうかがえる。戸隠神社奥社参道のスギ並木に関する研究（木村ほか2013；日本森林学会誌95:173-181）では、参道整備に伴う計画的な植栽とその後の伐採抑制によって現在の並木景観が形成されたことが示唆されており、さらに遺伝子解析からは、挿し木による植栽が行われたことを示す結果も報告されて



奥社参道のスギ並木



「山」エリアを構成する要素の位置図（国土地理院地図を加工して作成）

いる。本地区のスギ並木についても、信仰的景観の維持を目的とした人為的管理のもとで成立・継承されてきたと考えられる。

信仰世界としての景観を構成する参道沿いの植生やむき出しの岩壁や巨石といった自然、奥社などの山腹に建つ宗教建築は小菅山信仰の舞台や素材として重要であり、本重要文化的景観の基盤をなしている。



奥社参道に点在する巨石

## 2) 土地利用の方針

上記の特徴の保全に努める。

各景観構成要素の土地利用の方針は、以下のとおりである。

景観構成要素	土地利用の方針
宗教建築	<ul style="list-style-type: none"> <li>・伝統的な形式を継承する。</li> <li>・敷地内の関連石造物などは移動することなく保存に努める。</li> <li>・祭礼と関係したいとなみを継承する。</li> </ul>
山林の植生	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ブナ林およびキタゴヨウ個体の維持については自然更新に依存し、原則として手を付けない。ただし、倒木や落枝による被害が予想される場合に限り、必要最小限の個体管理を行う。</li> </ul>
参道のスギ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・参道景観を構成する重要な要素としてスギ並木の保全に努めるとともに、人や建物等への危険を回避する観点から、倒木や落枝のおそれがある個体については、必要に応じた措置を講じる。</li> <li>・既存個体の健全な生育を図るため、状況に応じた間伐・枝打ち等の適切な維持管理を行い、参道利用者の安全確保と景観の保全の両立を図る。</li> <li>・更新や補植が必要な場合には、景観特性や歴史的背景に配慮しつつ、参道景観の継承を図る。</li> </ul>
巨石群	<ul style="list-style-type: none"> <li>・移設・撤去することなく保存に努める。</li> </ul>

## (2) 「林」

### 1) 特徴

本重要文化的景観を囲む山林や草地は、かつては用途や規範に応じて利用されていたが、近年にスギなどが植栽され、ほぼ全面に人の手が入れられた山林となっている。山林のなかには、参道のスギ並木の南北に展開する遺構群を中心として随所に大小の信仰遺構が散在している。これらの遺構は、中世から近世にかけて隆盛を極めたとされる小菅山元隆寺の信仰を物語る。



奥社参道脇の林地内にひろがる遺構群

奥社参道脇の山林内に所在する奥社参道南遺構群と、その軸線の延長上の神戸区に所在する神戸の遺構群は、小菅山の中世段階の遺構群と推定され、石垣と平場からなる遺構がみられる。神戸の遺構群には小菅山元隆寺の坊院のひとつ「良蔵坊」があったとされる。近世以前はこの2つの遺構群を結ぶ現参道と異なる軸線があったことが示唆されている。

神戸の遺構群の入口には「伝良蔵坊」の門前に植樹されたとの伝承がある「神戸のイチョウ」（県天然記念物）があり、これらは小菅山信仰とのつながりを示す重要な要素である。神戸のイチョウは乳房様の気根を持ち、母乳の出を良くするという伝説のもと、絵馬や人形を供えて願掛けが行われるなど民間信仰の対象ともなっている。

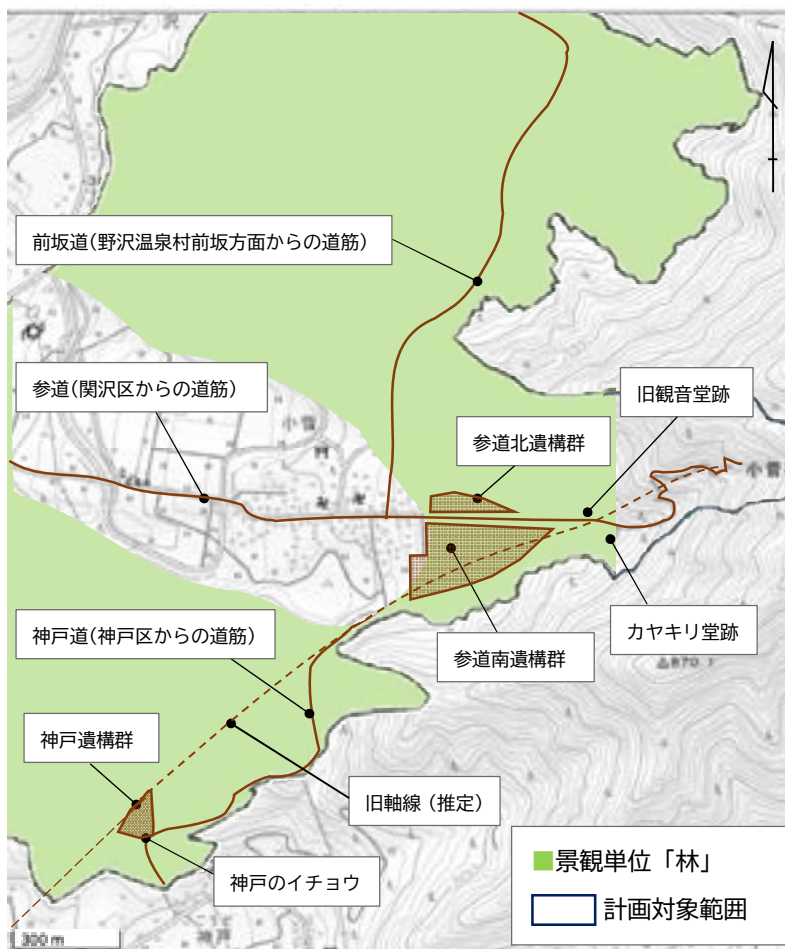
参道南遺構群は近世には生業の場としての土地利用がみられ、炭窯などの構造物のほか、下段の平場は耕作地として機能していた。奥社参道沿いには現観音堂の前身とされる旧観音堂跡の礎石が確認されており、その前段階とされるカヤキリ堂跡はさらに上方の参道沿いの平場にその位置が推定されている。

奥社参道入り口の南側に広がる荘厳な石垣で区画された平坦地には、小菅山元隆寺の別当大聖院跡地のほか、江戸時代に建立された護摩堂（長野県宝）が建つ。護摩堂は3年に1度（かつては毎年）開催される「小菅の柱松行事」（重要無形民俗文化財）が執り行われるための神事、行列などのさまざまな行事が行われる場所である。神事の出発点、終着点でもあり、とりわけ「小菅の柱松行事」にとって重要な建物である。同敷地内には池を中心とした庭園が残されており、大聖院の繁栄を物語る。庭園は護摩堂の東から北に位置している。池の水は北東側から入り、滝石組が組まれており、池の南側から水が流れ出ている。護岸には石が据えられ、また池の東側や北側の斜面上にも庭石が据えられている。斜面からはモミジなどの木が水面上に枝を伸ばしている。

護摩堂は南向きであり、池庭がある東側や北側は内部から見る事ができない。その理由は、以前



神戸のイチョウ



「林」エリアを構成する要素の位置図（国土地理院地図を加工して作成）

には池庭を眺める建物があり、なんらかの事情でその後には庭を見ることができない護摩堂が建てられたと推測される。さらに大聖院跡地の上方には大聖院中興の祖から14代の歴代住職の墓石が並び、大聖院の歴史を伝える。

「林」から「里」へは隣村の野沢温泉村前坂から北竜湖との間の尾根越し（コエンド）を通る道筋（前坂道）や、神戸方面を結ぶ道筋（神戸道）があり、小菅神社への参詣や生活道路として利用された。



大聖院庭園の池

## 2) 土地利用の方針

上記の特徴の保全に努める。

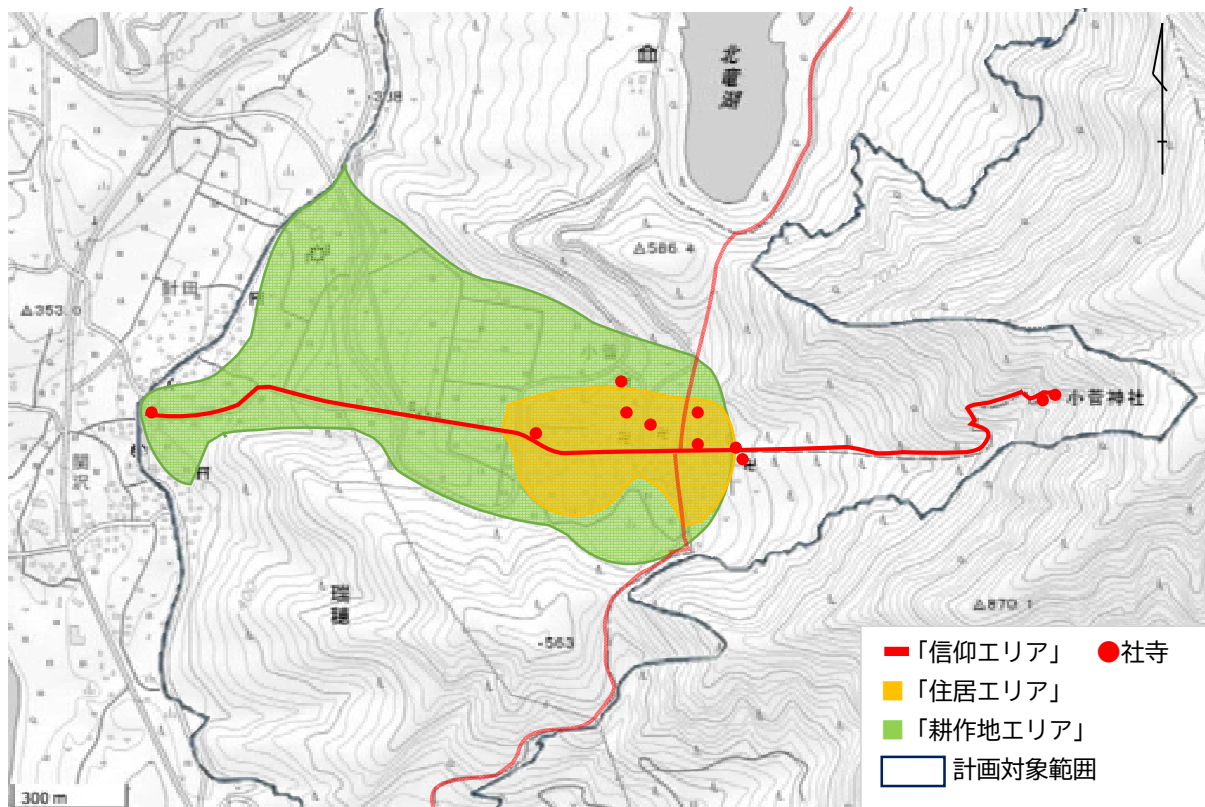
各景観構成要素の土地利用の方針は、以下のとおりである。

景観構成要素	土地利用の方針
宗教建築	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 伝統的な形式を継承する。</li> <li>・ 敷地内の関連石造物などは移動することなく保存に努める。</li> <li>・ 祭礼と関係したいとなみを継承する。</li> </ul>
参道のスギ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 参道景観を構成する重要な要素としてスギ並木の保全に努めるとともに、人や建物等への危険を回避する観点から、倒木や落枝のおそれがある個体については、必要に応じた措置を講じる。</li> <li>・ 既存個体の健全な生育を図るため、状況に応じた間伐・枝打ち等の適切な維持管理を行い、参道利用者の安全確保と景観の保全の両立を図る。</li> <li>・ 更新や補植が必要な場合には、景観特性や歴史的背景に配慮しつつ、参道景観の継承を図る。</li> </ul>
大聖院の庭園	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 庭園は池の形状や庭石の保存に努めるとともに、周囲の樹木を含めた景観整備に努める。</li> </ul>
遺構	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 参道沿いの遺構群は埋蔵文化財包蔵地として保存し、調査を行いながら適切な保存措置をはかる。</li> <li>・ 旧観音堂跡、カヤキリ堂跡、大聖院跡は埋蔵文化財包蔵地として保存する。</li> </ul>
石造物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 移設・撤去することなく保存に努める。</li> </ul>
古道	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「林」から「里」への道筋（風切峠・コエンド・前坂道・神戸道等）は適切な維持管理を行い、環境整備に努める。</li> <li>・ 景観を阻害する工作物等は設置しない。</li> </ul>
周囲の山林	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 状況に応じた間伐・枝打ち等の適切な管理を行い、環境保全に努める。</li> <li>・ 樹木の過度な伐採、景観を阻害する人工物の設置等は避けることが望ましい。</li> </ul>

### (3)「里」

#### 1) 特徴

景観の核である「里」は「信仰エリア」、「住居エリア」、「耕作地エリア」に細分して特徴を示す。「里」のうち、主として居住地である集落を「住居エリア」、居住地の周辺から山裾、さらに西側に広がる農耕地を「耕作地エリア」に分け、「林」、「住居エリア」、「耕作地エリア」にまたがって所在する宗教建築や参道を「信仰エリア」として示す。



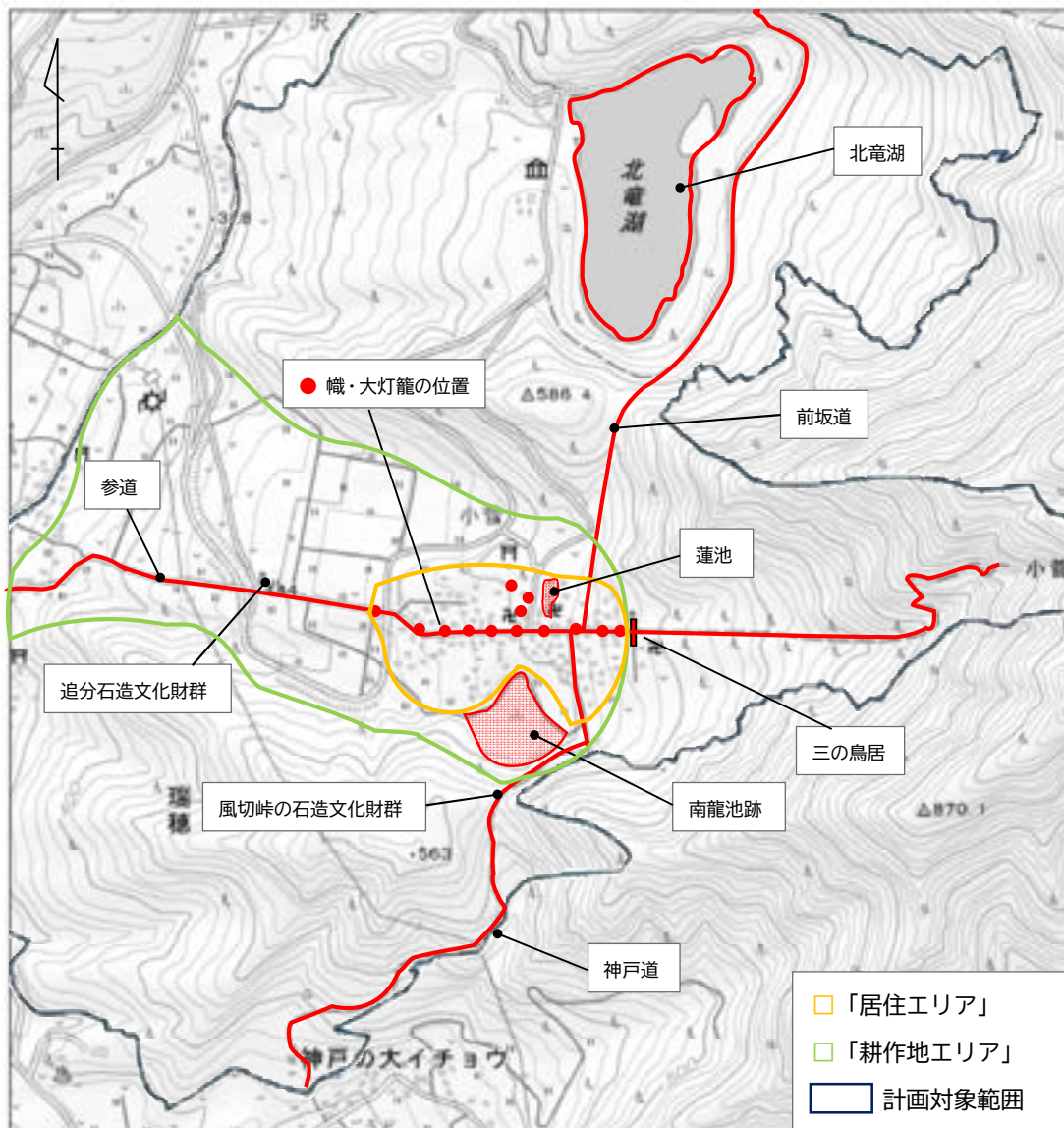
「信仰エリア」・「住居エリア」・「耕作地エリア」の区分図（国土地理院地図を加工して作成）

#### ○信仰エリア

小菅神社への入り口として、近隣地区からのびる幾つかの参道がある。二の鳥居をくぐる関沢区からの入り口（参道）のほか、神戸区や野沢温泉村の前坂方面からも小菅集落に至る道筋（神戸道・前坂道）があり、多くの参詣者や物資の往来があった。集落の入り口各所には、村を守る近世の石造物群が設置されている。

小菅集落の南北を横断する、断層活動による地すべりで生じた窪地に湧水が溜まった北竜湖、蓮池、南龍池跡は、古絵図には「北龍池」「蓮池」「南龍池」として霊場を荘厳する景観として描かれるなど、湧水とともに宗教景観の一部でもある。北竜湖は溜めた雪解け水を集落下の水田に流す役割をもつとともに、景観の美しさから観光スポットとしても注目されている。

「小菅の柱松行事」では、参道沿いに建てられる幟や大灯籠、祭式の間へと姿を変える建物や、祭りのときにだけ設置される石などがある。これらは非日常的な景観を浮かび上がらせ、独特の景観を構成する。



「信仰エリア」を構成する要素の位置図（国土地理院地図を加工して作成）

小菅修験信仰を伝える宗教建築の分布は千曲川左岸にあったとされる一の鳥居跡にはじまり、奥社とその背後の山域までに至る。特に仁王門（18頁：⑫）から三の鳥居へと至る参道（カイド）と、集落の中心に位置する講堂（18頁：⑧）前の祭式場（以下「講堂庭」）、そして三の鳥居から奥社へ続く参道はその重要な骨格をなしている。講堂庭は小菅山元隆寺の核となる建物があったとされる空間であり、また小菅の柱松行事においては柴灯神事が執り行われる場所である。小菅集落内には、民家とともに仁王門（長野県宝）、小菅神社里宮（本殿、神楽殿、神輿殿）（18頁：⑨、⑩、⑪）、御旅所（18頁：⑦）、講堂（長野県宝）、菩提院（本堂、鐘楼、観音堂）（18頁：④、⑤、⑥）といった宗教建築が点在しており、これらの宗教建築は道や講堂庭をつなぐ起点となっている。こうした環境のなかで育まれた独自の祭礼や社寺建築が一体となり、修験霊場としての景観を構成している。

図解

# 小菅の社寺

## ■小菅に息づく信仰と神仏習合の建築たち

小菅における信仰は、水分神を崇拝する山岳信仰を原初とし、のちに修験道と密接に関わりながら発展してきた。小菅山の山腹に位置する小菅神社奥社本殿を中心にしながら、大聖院跡地には護摩堂、集落には妙高山に向けた基軸に沿って講堂や小菅神社里宮本殿、仁王門など多くの社寺建築が今もなおその姿を伝えている。これら「山」「林」「里」にたつ建築と、そこでいとなまれてきた独自の祭礼が一体となりながら、修験の霊場としても栄えた小菅の文化的景観を形成している。



①小菅神社奥社 本殿  
建設年：天文年間 (1532-1555)  
根 拠：史料・様式



②小菅神社 オカリヤ  
建設年：19世紀前期  
根 拠：様式



③護摩堂  
建設年：寛延3年 (1750)  
根 拠：史料・様式



④菩提院 本堂  
建設年：17世紀末期～18世紀初期  
根 拠：様式



⑤菩提院 鐘楼  
建設年：寛政6年 (1794)  
根 拠：棟札



⑥菩提院 観音堂 (馬頭観音堂)  
建設年：18世紀中期  
根 拠：様式



⑦御旅所  
建設年：明治19年 (1886)  
根 拠：史料・様式



⑧講堂  
建設年：寛保元年 (1741)  
根 拠：史料・様式



⑨小菅神社里宮 本殿  
建設年：万治3年 (1660)  
根 拠：史料・様式



⑩小菅神社里宮 神楽殿  
建設年：不詳 (本殿と同時期か)  
根 拠：—



⑪小菅神社里宮 神輿殿  
建設年：18世紀中期  
根 拠：様式



⑫仁王門  
建設年：17世紀末期～18世紀初期  
根 拠：様式

■堂庭と柴灯護摩—悪鬼を祓う修験の奇祭—



堂庭で行われる柱松柴灯神事



柱松に火をつける松神子

里の中心部、基軸の北側には広場が位置し、その奥には講堂が鎮座している。ここは、かつて小菅山を台頭した元隆寺の金堂が位置した場所であり、旧来より山岳伽藍の核となる空間であった。この堂庭は、柴灯護摩の祭礼—柱松柴灯神事の際に非日常の空間へと姿を変える。講堂とその正面に広がる広場は、前夜の宵宮における出発点であるとともに、柱松柴灯神事の斎場としても利用され、祭礼と深く結びつきながら今日まで受け継がれてきた。



御旅所と神輿



宵宮の獅子舞

■建築が伝える修験の面影—神と仏を繋ぐかたち—



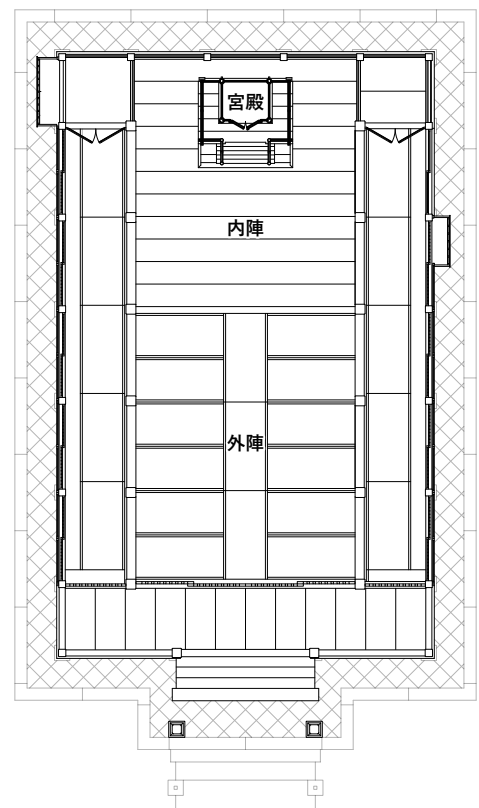
里宮 本殿 外観



里宮 本殿 内観



里宮 宮殿



0 1 2[m]

里宮 本殿 平面図 (S=1/150)

講堂西脇の丘上には小菅神社里宮が鎮座している。本殿は深い奥行を有しており、内部が前後2室（内陣・外陣）の構成をとる点や、奥に宮殿が安置される点などは仏堂を彷彿とさせる。こうした類稀なるかたちは、戸隠神社宝光社本殿（長野市）など、修験の本拠とされる社殿とも共通し、修験の活動を偲ばせる特徴的な建物であるといえる。



## 図解

# 小菅の民家

### ■農村集落がみせる小菅の歴史

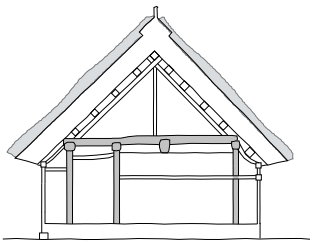
小菅の文化的景観において重要な構成要素となる「住居エリア」の民家は、石垣などによって形作られた土地の輪郭や水路やカワ（池）などによって形成された水の流れ、建造物（主屋・付属屋）の配置及び外観といった要素が相互に関係しながら、一体となって屋敷地を構成している。これらの要素は、農業を主体としつつ、時代の変化に応じて多様な変化を遂げており、小菅の気候や風土に合った特徴をもつ。小菅の集落がこれまで育んできた歴史性をふまえた暮らしや生業の痕跡は、今も屋敷地にのこされており、地域固有の魅力的な農村景観を形成している。

### ■主屋の建築

#### 屋根の造り—豪雪を凌ぐ工夫—

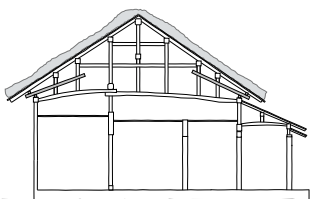
外観から2種類の屋根の造りに分けられ、造りに対応した屋根の組み方がなされている。こうした違いは建設時期と関連しており、それぞれ冬の豪雪に備える工夫が各所にみられる。

#### I. 寄棟型 扱首組



扱首組という形式の小屋組で、屋根裏には茅をためるための空間があった。骨太の材を用い、雪に耐える。比較的建設年の古いものがこれに当たる。

#### II. 切妻型 和小屋

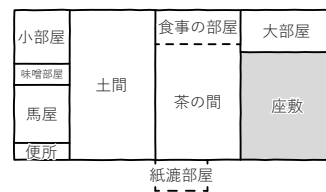


和小屋という形式の小屋組で、小菅地域では特に、桔木という軒を支えるための部材がみられる。比較的建設年の新しいものがこれに当たる。

#### 間取り—展開する座敷—

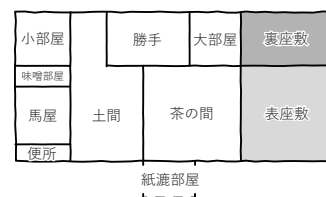
建設当初の間取りの多くは四間取りであり、座敷の構成から2種類に分類できる。これらは生活の変化に伴い一部改造がみられるが、今もその痕跡が多くこのる。

#### I. 座敷一間型



座敷が一間であり、座敷の裏には大部屋が配される。比較的建設年の古いものがこれに当たる。

#### II. 座敷二間型

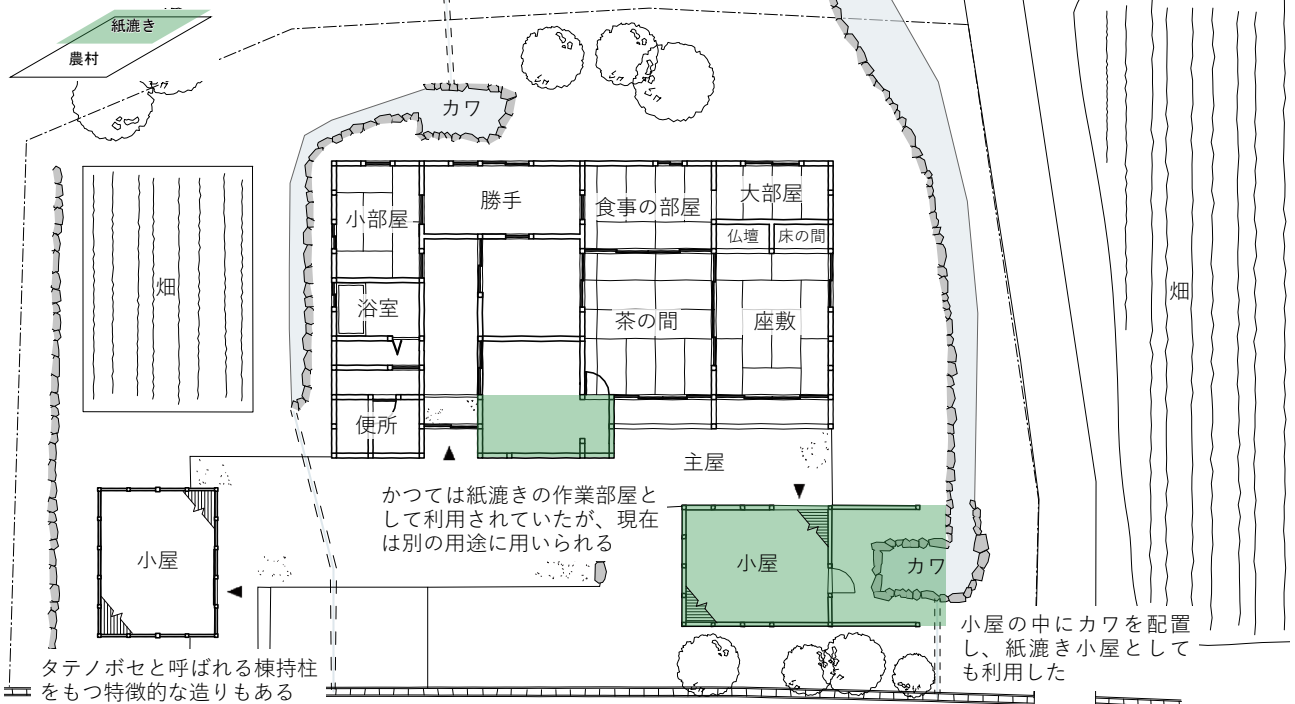


座敷が二間であり、表座敷と裏座敷が続きで配される。茶の間に面して紙漉部屋が増築されているものが多い。比較的建設年の新しいものがこれに当たる。

## ■屋敷構え

### —水といとなむ暮らしのかたち—

屋敷地内を総合的に利用し、生活用水や農業用水などの水利を伴って暮らしや生業が展開された。農閑期には、農村の構成要素と重なる形で紙漉きが行われ、主屋や付属屋（土蔵・小屋）、カワ（池）を用いた痕跡が屋敷地にのこる。



農村部の風景



紙漉き小屋



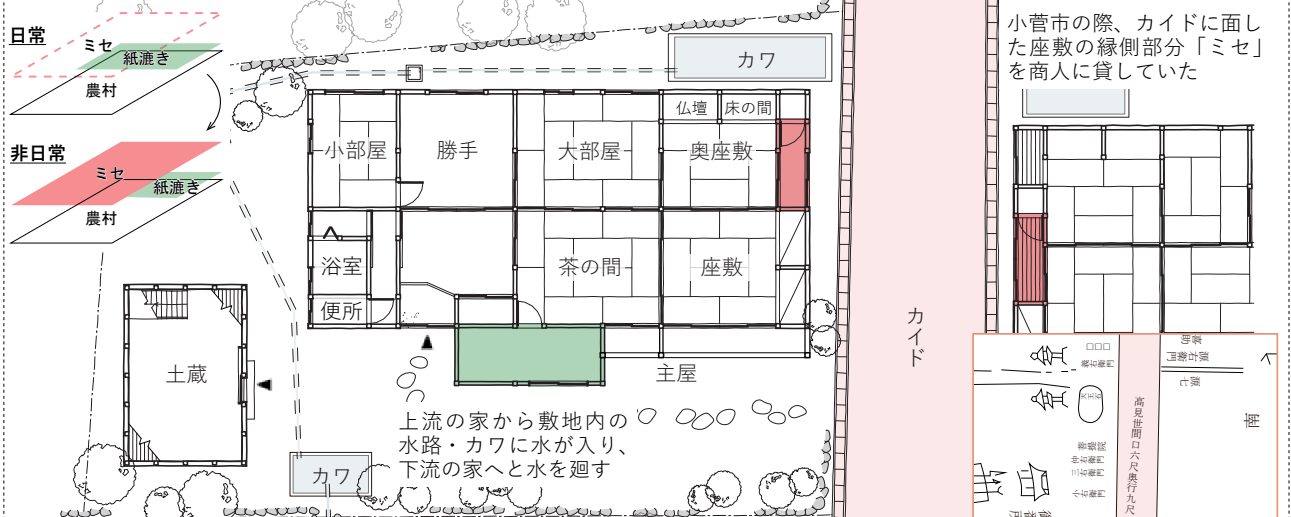
カワ（池）



石垣

### 小菅市 —カイドに面したかつてのミセ：非日常的な都市的景観の痕跡—

小菅山の信仰を背景に院坊の計画的な地割を継承している。カイドに面する座敷にミセと呼ばれる縁側が設けられており、かつて祭礼に伴う市で商いが行われた非日常的な都市的景観の痕跡がのこり、独特の間取りがある。



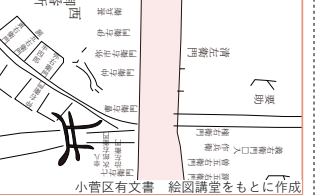
カイドの風景（通常）



カイドの風景（祭事）



カイドに面したミセ



## ○住居エリア

小菅の民家は、石垣などによって形作られた土地の輪郭、水路やカワ（池）などによって形成された水の流れ、主屋や付属屋などの建造物の配置及び外観といった農村的な構成要素が相互に関連しながら一体となって屋敷地を形成している。屋敷地は農村的な構成要素を基盤としつつ、紙漉きを行う部屋や祭りの時だけに姿をみせるミセ（小菅市に由来する小さな間取り）が重層的に設けられ、時代に応じた暮らしや生業の営みにより多様に変化してきた（21 頁：下図参照）。

民家はカイドを中心にして東西に雛壇状に広がる平場に建ち並び、敷地はそれぞれ石垣で区画されている。これは住宅地周辺からさらに西側に広がる耕作地とともに小菅山元隆寺由来の地割を継承するもので、本重要文化的景観の特徴をよく表している。

石垣で区画された屋敷地には、主屋や付属屋（土蔵、小屋）などの建物が水路の流れやカワ（池）と一体となって形成されている。かつて小菅地域の生業のひとつであった紙漉きを行っていた民家では、その工程ごとに屋敷地内の建物を利用して作業を行っていた。農業を生業の主体としながら、時代の変化に応じて紙漉き産業も行っていた小菅集落において、主屋、付属屋、カワ（池）の配置は、総合的に敷地を利用できる効率的な建物の構成であったことがうかがえる。屋敷地内は時代の変化に応じて建物の構成を柔軟に変化させてきた。そのため現在では主屋、付属屋、カワ（池）のすべて、あるいはいずれかで構成された両様の屋敷構えの民家がある（21 頁：上図参照）。

主屋は屋根の造りと間取りの基本構成がおおむね2種類に分類される。（20 頁参照）。さらに屋根の造りは、寄棟造りの茅葺き（鉄板仮葺）で、壁を真壁造りの土壁とするもの（造りの典型Ⅰとする）と、切妻造りの板葺き（鉄板仮葺）で、壁を真壁造りの土壁とするもの（造りの典型Ⅱとする）の2つの典型がみられる。間取りは、茶の間の横に一間の座敷を設けるもの（間取りの典型Ⅰとする）、茶の間の横に二間続きの座敷を設けるもの（間取りの典型Ⅱとする）がある。

カイドの南北の小道に面している民家では、馬を使った農耕や水を引き込んでの紙漉きに対応した痕跡が見受けられる。一方で、カイド沿いにはカイドに面する縁側に「ミセ」とよばれる小菅市に由来する小さな間取りを持つなど、農村的な構成要素をベースにしながら都市的な場に適応した民家がみられる。

生活・生業に関連し、主屋と一体となって屋敷地を構成する付属屋には、土蔵と小屋がある。土蔵は比較的小規模なものが多く、主に穀類等の保管に利用された。小菅集落の土蔵の多くは屋根を置き屋根、壁を大壁造りの土壁（中塗り仕上げ・白漆喰塗り仕上げ）とする特徴がある。小屋はほとんどが物置として利用されているが、かつて行われた紙漉き業に関連するものもあり、小屋の中に水を引き入れた痕跡が確認できる小屋もある（21 頁：上図参照）。小屋の多くは屋根を切妻造りの板葺き・茅葺（鉄板仮葺）、壁を真壁造りの土壁とする特徴がある。また小屋には、飯山市を中心に分布する豪雪に強い特徴的な構法である「タテノボセ」とよばれる棟持柱をもつものもみられる。

多くの民家の敷地内に設置されているカワ（池）は、紙漉き業で利用されたほか、野菜や農具類等の洗浄などに利用され、冬期には消雪にも利用される。カワ（池）は小菅山の雪解け水や北竜湖の水などが小菅集落内をめぐる水路を経て、各家のカワ（池）に流れ込む仕組みになっている。カワ（池）は排水口の位置を高くすることで、水面付近のきれいな水だけが下流へ流れるように工夫されている。

このように石垣で区画された敷地に生活・生業に導かれた建物が配置され、時代によってその構成を変えながら営まれてきた痕跡がのこる風景は、小菅集落の個性豊かな農村景観を表す。

## ○耕作地エリア

耕作地は居住地の周辺から山裾、さらに西側に広がる。傾斜地でありながらも耕作に必要な水は水路を造成して巧みに引き込まれ、農作物の生産が行われている。小菅山信仰に由来する地割を継承した耕作地の石垣、断層由来の湖沼や湧水等を有効に利用した水路が特徴的な農村景観を形成する。

## 2) 土地利用の方針

上記の特徴の保全に努める。

各景観構成要素の土地利用の方針は、以下のとおりである。

景観構成要素	土地利用の方針
宗教建築ほか	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 伝統的な形式を継承する。</li><li>・ 敷地内の関連石造物などは移動することなく保存に努める。</li><li>・ 祭礼と関係したいとなみを継承する。</li></ul>
石造物	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 移設・撤去することなく保存に努める。</li></ul>
参道（街道）	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 適切な維持管理を行う。</li><li>・ 集落中央の参道の景観を阻害する構造物の修景に努め、新たに工作物等は設置しない。</li><li>・ 古道についても適切な維持管理に努め、景観を阻害する工作物等は設置しない。</li></ul>
池	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 枯渇の防止、形状の保存に努める。</li><li>・ 生息する貴重生物の保護に努める。</li></ul>
民家	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 石垣などによって形作られた土地の輪郭を継承する。</li><li>・ 水路やカワ（池）などによって形成された水の流れを継承する。</li><li>・ 主屋や付属屋などの建造物の配置及び外観を継承する。</li><li>・ これらの要素が相互に関係しながら成り立つ屋敷地の構成を、暮らしや生業のいとなみとともに継承する。</li></ul>
耕作地	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 適切な維持管理を行う。</li><li>・ 集落の特徴である石垣の風景に配慮し、石垣の景観を継承する。空石積みの石垣はその保存に努める。</li></ul>

## （4）「山」「林」「里」を結ぶ「石垣・水路・森林資源」

### 1) 特徴

以上3つの景観単位に横断的に存在し、それらをつなぐものとして「石垣」「水路」「森林資源」がある。これらは各エリアに展開し、文化的景観の一体性を持たせている。全域にわたり土地を区画する石垣は、景観の骨格を形成する。本重要文化的景観を囲む森林には、その利用や管理の在り方に応じて形成されたと考えられる植生景観（ブナ林、スギ林など）があり、これらを生活・生業に利用するために作られた炭窯や紙漉き小屋などの施設等の景観が各所にみられる。また、生活・生業に欠かせない用水は独自の灌漑システムを確立し、集落内に廻らされた用水は山から里へ、そして宅地や耕作地へと流れ、生活用水や農業用水として利用されている。

## ○「石垣」

石垣は本重要文化的景観を区画し結ぶ骨格をなしている。全域が傾斜地からなる小菅では、人為的造成による平坦面の確保を石垣によって造成してきた。

「里」や「林」では石垣で区画された造成面の集合を重要な核としている。

中世の小菅山元隆寺の寺域として形成された現集落には石垣で区画された平場が階段状に連なる。これらは元隆寺の坊院跡で、近世には一般の居住地となって現在まで宅地や耕作地として利用されている。エリア内の石垣は、①宗教建築の敷地等にみられる重厚な石垣、②奥社参道の南北の林地などにみられる、中世の造成と思われる遺構群の石垣、③地元で産出される安山岩等を利用し、石工や地元住民の手で積み直しをしながら残してきた、居住地や耕作地の石垣に分けられる。集落の多くに空石積みの石垣がのこされていることも大きな特徴である。



①大聖院跡の石垣



②小菅神社奥社参道南遺構群の石垣



③集落の石垣

## ○「水路」

小菅集落内には大小さまざまな水路網がめぐっている。集落東側の山中から流れ出る水と、いくつかの湧水を水源として農地を灌漑するための水系、宅地内に流れ込んでカワ（池）などと繋がり、日常生活に深く関わる水系などがある。限られた集水域を効果的に活用し、「山」から「里」をつないでいる。

小菅集落の南北を横断する断層上にある北竜湖・蓮池・南龍池跡は、古絵図には霊場を荘厳する水辺の景観として描かれている。また、坊院のなかには「水」がつく坊名をもつものも多くあり、水が重要な信仰要素であり、宗教的な景観を構成する要素であることがうかがえる。

小菅集落では一年を通してにぎやかな水の音を聞くことができる。断層活動により湧水に恵まれ、山体崩壊の結果、北



集落を流れる水路

竜湖などの湛水域が形成された。集落内の豊富な水は山から流れてくる水やこれらの湧水、湖沼を水源として集落内に巧みに引き込んだもので、生活用水や農業用水として利用されている。

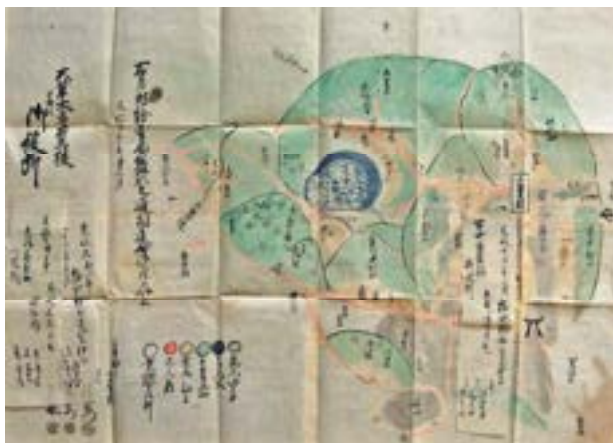
### ○「森林資源」

本重要文化的景観において、森林資源は生活・生業を支え、また信仰にも関わる生活環境基盤として機能している。小菅集落を囲む山々には、ブナやナラ類をはじめとする山地林や里山林のほか、現在はスギ植林地やアカマツ林などの様々な植生が分布している。これらの中にはかつて採草地もあり、薪炭材、茅、飼料など、多様な山林資源が生活・生業のために採取されていた。また、カツラやケヤキなどは「小菅の柱松行事」に用いられており、植物資源は日常の暮らしのみならず、信仰や祭礼とも深く結びついてきた。

近世の絵図によると、小菅では周囲の山林や草地を「御林」「社領山」「割山」「芝地」「秣場」などに区分し、用途や規範に応じて利用していたことが示されている。これにより、林地と草地が一体となり、資源採取の場として機能する多様な植生景観がモザイク状に配置された里山景観が形成されていたことがうかがえる。

集落周辺にあるブナやナラ類の里山林は、現在ではかつて行われていた薪炭林管理は行われていないが、過去の伐採や更新といった利用の履歴は、樹種構成や林齢構成、森林構造などに痕跡として残されている。これらの里山林は、伝統的な森林管理のあり方を理解する上で重要な手がかりを与える場所といえる。

小菅地区における景観の特徴のひとつに、集落と農地にも多くの樹木が点在することが挙げられる。最も多く確認されるのがカキの木で、集落内および民家の敷地周辺に食用として植えられたとされる。カキやクリなどの樹木から植生と人々の営みが深く関連していることがうかがえる。



周辺の山の区割が描かれた絵図 文化13(1816)年  
(小菅区蔵)

## 2) 土地利用の方針

上記の特徴の保全に努める。

各景観構成要素の土地利用の方針は、以下のとおりである。

景観構成要素	土地利用の方針
石垣	<ul style="list-style-type: none"> <li>・空石積みの石垣はその保存に努める。</li> <li>・修理等を行う場合は既存の位置や高さとし、空石積みとすることが望ましい。</li> </ul>
水路	<ul style="list-style-type: none"> <li>・既存の流路の維持に努める。</li> <li>・石積み護岸の修繕を行う場合は集落の特徴である石垣の風景に配慮し、その継承に努める。</li> </ul>
森林	<ul style="list-style-type: none"> <li>・状況に応じた間伐・枝打ち等の適切な維持管理を行い、環境保全に努める。</li> <li>・樹木の過度な伐採、景観を阻害する人工物の設置等は避けることが望ましい。</li> </ul>
里山の植生（ブナやナラ類）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・将来的な利用・活用の可能性も視野に入れつつ、現時点では自然更新を基本とし、原則として人為的な施業は行わない。</li> <li>・ただし、人や建物等への危険が予想される場合に限り、倒木や落枝への対応など、必要最小限の個体管理を行う。</li> <li>・今後、地域の合意形成や調査の進展等に応じて、里山景観の特性や歴史的文脈に配慮しつつ、伝統的知識を踏まえた利用・管理のあり方について検討する。</li> <li>・樹木の過度な伐採や、景観を阻害する人工物の設置は避け、里山景観の連続性の維持に努める。</li> </ul>
集落の樹木	<ul style="list-style-type: none"> <li>・状況に応じた間伐・枝打ち等の適切な維持管理を行い、環境保全に努める。</li> <li>・カキやクリの木は、保存に努める。</li> </ul>

## (5) 各区域共通事項

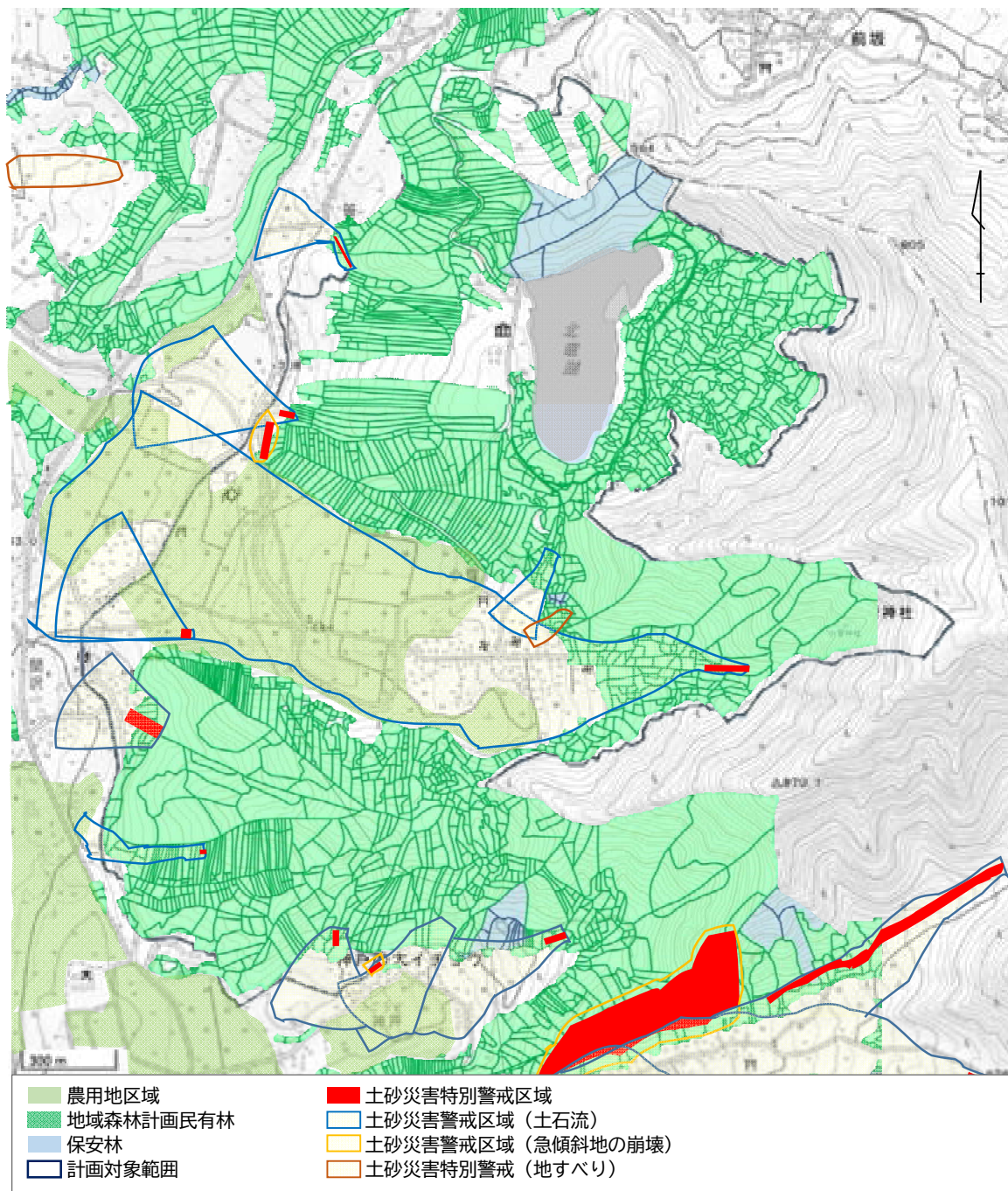
要素	土地利用の方針
公共施設、観光・商業施設等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新築、改修等にあたっては周囲の景観との調和に努める。</li> </ul>
工作物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原則、集落内には景観を阻害する工作物（電気供給施設・通信等施設）は設置しない。</li> </ul>
屋外広告物等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・景観を阻害する看板や広告物は設置しない。</li> </ul>
道路（集落内・林地内等）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・改良、復旧工事等は周囲の景観に配慮した工法に努める。</li> <li>・景観を阻害する工作物等は設置しない。</li> </ul>
太陽光発電設備、風力発電設備、これらに類するもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原則、太陽光発電設備、風力発電設備は設置しない。</li> </ul>

### 3 行為規制の方針

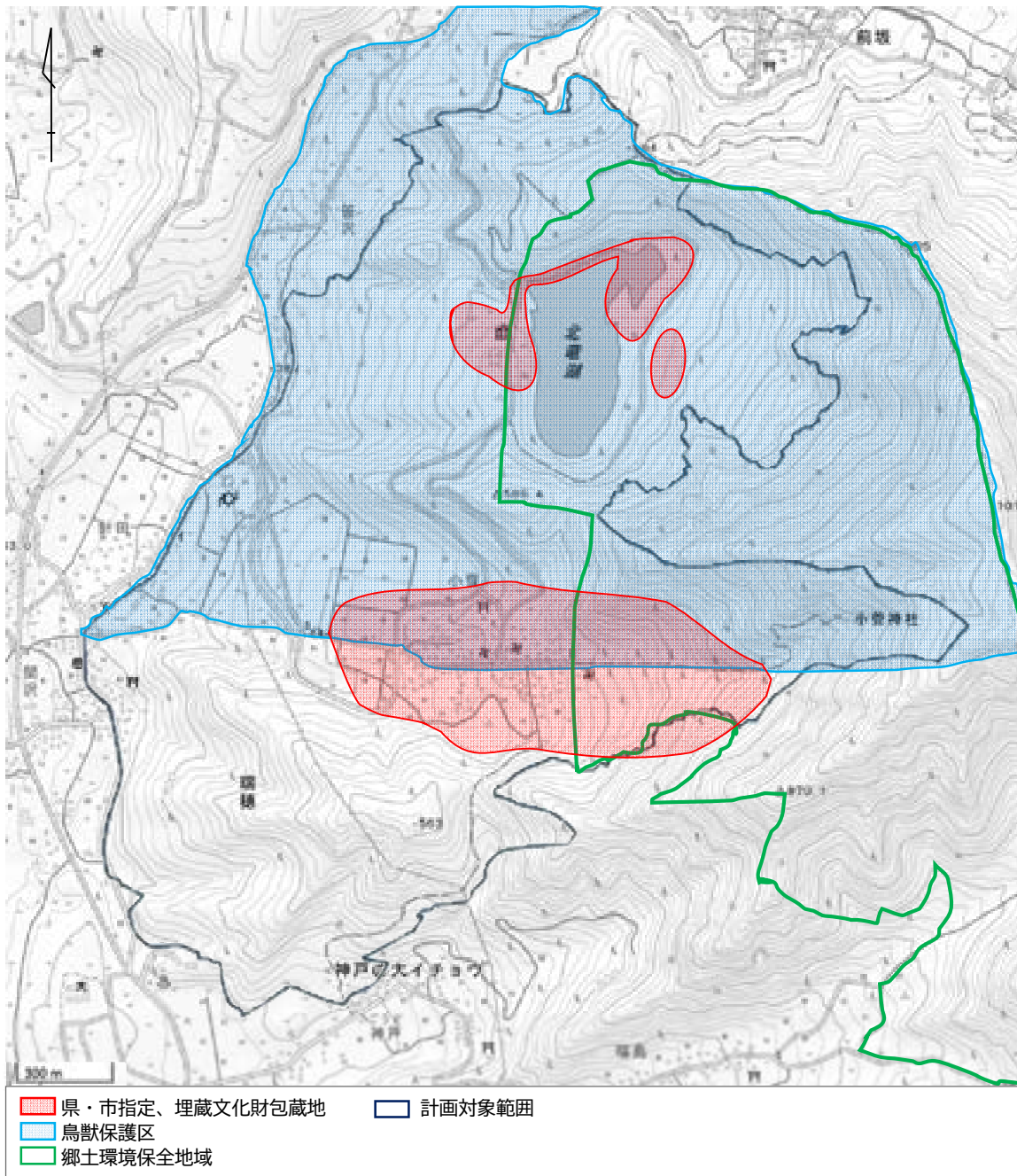
本重要文化的景観の保存に必要な措置として、土地利用の規制に関する法令等や景観法に基づく景観計画により行為規制が定められている。これらの行為規制と本計画における方針等の整合を図りながら運用を行う。

#### (1) 既存法令による行為規制

根拠法令	対象範囲	許可・届出等	行為規制内容	罰則規定
文化財保護法	申出区域	届出	文化的景観の保存に影響を及ぼす行為	
	重要文化財	許可	現状変更、またはその保存に影響を及ぼす行為	
	周知の埋蔵文化財包蔵地	届出	周知の埋蔵文化財包蔵地の発掘をしようとする行為	
文化財保護条例	県指定文化財 天然記念物	許可	現状変更、またはその保存に影響を及ぼす行為	罰金
飯山市文化財保護条例	市指定文化財 天然記念物	許可	現状変更、またはその保存に影響を及ぼす行為	
景観法 飯山市景観条例	申出区域	届出	建築物・工作物（太陽光発電施設を含む）の新築・増築・改築・移転又は外観の変更	
道路法	道路	許可	道路占用の許可	
農地法	農地	許可	・農地又は採草放牧地の権利移動を行なう場合の許可 ・農地の転用を行なう場合の許可 ・農地又は採草放牧地の転用のための権利移動を行なう場合の許可	懲役又は罰金
農業振興地域の整備に関する法律	農用地	許可	宅地の造成、土石の採取その他の土地の形質の変更又は建築物その他の工作物の新築、改築若しくは増築等の開発行為	懲役又は罰金
森林法	地域森林計画対象 民有林	届出・許可	・1haを超える開発行為を行う場合の許可 ・立木の伐採を行なう場合の届出	罰金
	保安林	許可	立木の伐採、立木の損傷、家畜の放牧、下草、落葉若しくは樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為	罰金
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	土砂災害特別警戒区域	許可	・建築物その他の工作物の新築・改築・増築・移転又は除去 ・切土・掘削・盛土その他土地の形状変更 ・立木の伐採など	懲役又は罰金
	土砂災害警戒区域	許可		
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地警戒区域	許可	水の放流、切土、掘削、排水阻害行為、木竹の伐採、土砂の採取や集積、崩壊を助長する行為、崩壊防止施設以外の工作物の新設や改造など	懲役又は罰金
長野県自然環境保全条例	郷土環境保全地域 (小菅山一帯)	届出	建築物・道路・鉄塔、煙突、電柱等・ダム・送水管、ガス管等・その他工作物など基準を超える行為	
	大規模開発調整区域 (小菅山一帯)	届出	索道の建設・ゴルフ場等工作物の建設・宅地の造成、鉱物の採掘・土石の採取など基準を超える行為	
飯山市自然保護条例	市内全域	届出	ゴルフ場、別荘団地、スキー場等開発に供する行為（基準を超える土地区画又は形質の変更・建築物・道路・リフト又はロープウェイ等の新設）	
	県郷土環境保全地域 (小菅山一帯)	届出	規定で定める水資源利用行為	
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	鳥獣保護区	許可	建築物、工作物等の新築、改築、増築・水面の埋立て、干拓・木竹の伐採を行なう場合の許可	懲役又は罰金



関係法令範囲図（農地法・森林法・土砂災害防止法・急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律）  
 （国土地理院地図を加工して作成）



関係法令範囲図（文化財保護法・文化財保護条例・長野県自然環境保全条例・飯山市自然保護条例）  
 （国土地理院地図を加工して作成）

## (2) 景観計画による規制

飯山市景観計画では、平地、段丘地、山間地などの地形的特色と景観的なまとまりにより6つの景観地域に区分し、行為規制を定めている。

飯山市景観計画における景観形成の基準（景観法第8条第2項第2号関係）は、建築物や工作物における特定の外観意匠や土地の形質の変更等の基準となる「共通基準」と、6つの景観地域別に定めた「地域基準」の2つの基準で構成されている。本計画の対象範囲は山麓田園地域及び山地高原地域に該当する。以下、該当地域の風景づくりの基準及び届出の対象行為と手続きの進め方を示す。



景観計画の地域区分図

## 風景作りの基準（景観法第8条第2項第2号関係）

### 1) 共通基準

行為の種類		基準
建築物又は工作物の外観に公衆の目を引くための形態・色彩・その他意匠	配置	① 道路からできるだけ後退させること。 ② 建築物等の屋上への掲出は控えること。
	意匠・形態・規模	① 周辺の風景に調和する意匠・形態とし、必要最小限の規模とすること。 ② 周辺の建築物や樹木等の高さを超えないこと。
	材料	① 周辺の風景と調和し、耐久性に優れ、退色・はく離等の生じにくい素材を使用すること。 ② 反射光のある素材は原則として使用しないこと。
	色彩(照明を含む)	① げばげばしい色彩とせず、周囲の風景と調和する落ち着いた色彩を基調とすること。 ② 使用する色数はできるだけ少なくすること。 ③ 光源で動きのあるものは、原則として避けること。
土地の形質の変更	変更後の土地の形状、修景、緑化等	① 土地の形質変更は最小限にとどめ、やむを得ない場合でも法面ができるだけ生じないように緩やかなこう配とし、緑化に努めること。 ② 擁壁を必要とする場合は、材料、表面処理の工夫、前面の緑化等により周辺の風景との調和を図ること。 ③ 敷地内にある良好な樹林、樹木、河川、水辺等は極力保全し、活用するように努めること。
土石の採取及び鉱物の掘採	採取等の方法、採取等後の緑化等	① 周辺から目立ちにくいよう、採取等の位置、方法を工夫し、敷地周辺の緑化等に努めること。 ② 採取等後は周囲の自然環境と調和した緑化等により修景すること。
屋外における物件の集積又は貯蔵	集積、貯蔵の方法及び遮へい等	① 物件を積み上げる場合には、高さをできるだけ低くするとともに、整然と、かつ威圧感のないように積み上げること。 ② 道路から見えにくいように遮へいし、その際には植栽などを行い周辺の風景に調和するように努めること。

2) 地域基準 ア) 山麓田園地域)

行為の種類	基準
建築物・工作物の新築・増築・改築・移転又は外観の変更	<b>配置</b> ①参道などへ続く沿道については、家並みの連続性を考慮した配置を考えること。その他は、接道部に緑化が図れるよう、前面にゆとりある空間を設けること。 ②建築物の周囲は、屋根の方向と積雪期の堆雪、積雪期以外の緑化などを考慮してゆとりある空間を設けること。 ③敷地内に樹木や河川、水辺等がある場合は、これらを生かせる配置とすること。 ④田園や背景となる山並みへの眺望を極力阻害しない配置とすること。特に眺望の対象となるりょう線や斜面上部への配置はできるだけ避けること。 ⑤電柱、鉄塔類はできるだけ目立たない位置に設置すること。
	<b>規模</b> ①周辺の山麓田園景観から著しく突出した印象を与えない規模、建築物等と敷地の釣り合い、高さとする。こと。 ②建築物の高さは低層 <sup>※1</sup> を基本とし、周囲の山麓田園景観に配慮すること。
	<b>意匠・形態</b> ①地域の伝統的な形態・意匠等の活用にてできるだけ努め、周囲の山麓田園景観との調和に努めること。 ②屋根の形状はこう配屋根で適度な軒の出を有するものとし、こう配は背景の山並みや周囲の建築物等との調和に努めること。 ③規模が大きい建築物は、大規模な平滑面が生じないよう、壁面の陰影等の処理、屋根、開口部等の意匠の工夫により、圧迫感や威圧感を軽減し、周囲との調和を図ること。 ④屋上の設備は外部から見えにくいよう、壁面、ルーバーで覆う等の工夫をすること。 ⑤屋外階段、ベランダ、パイプ類等の付帯設備や付帯の広告物等は、煩雑な印象を与えないよう、デザインに配慮し、建築物等本体との調和を図ること。
	<b>材料</b> ①周辺景観と調和し、耐久性に優れた材料を用いること。また、できるだけ木がみえるような素材使いに努めること。 ②反射光のある素材を極力用いないように努めること。
	<b>色彩</b> ①外壁などの基調色は、げばげばしい色彩とせず、落ち着いた色調とすること。 ②屋根の色は青色系を避け、できるだけ茶色系（落ち着いた赤）、黒色・灰色系とすること。 ③使用する色数はできるだけ少なくするよう努めること。 ④照明を行う場合は、設置場所周囲の環境に留意し、過度なものとならないように留意すること。 ⑤光源で動きのあるものは、原則として避けること。
	<b>緑化</b> ①敷地内に優れた樹木等がある場合は、可能な限り保存若しくは移植し、修景に生かすこと。 ②建築物等の周囲は積雪、堆雪等の状況を考慮した上でできるだけ緑化し、圧迫感・威圧感の軽減に努めること。 ③駐車場、自転車置き場等を設ける場合は、道路から直接見えにくいように周囲の緑化に努めること。 ④緑化に使用する樹種は、周辺の樹林や緑地と調和した地域の風土にあったものとするように努めること。 ⑤河川等がある場合は、樹木を活用して、水辺の景観に配慮すること。

※1 低層とは、1～3階（高床式住宅を含む）程度の高さを表す。

3) 地域基準 イ) 山地・高原地域

行為の種類	基準
建築物・工作物の新築・増築・改築・移転又は外観の変更	<b>配置</b> ①道路からできるだけ後退し、良好な空間の確保に努めること。大規模行為にあたっては既存樹林を残置できるように道路から10メートル以上後退するように努めること。 ②建築物の周囲は、積雪期の堆雪、積雪期以外の緑化などを考慮してゆとりある空間を設けること。 ③敷地内に樹木や河川、水辺等がある場合は、これらを生かせる配置とすること。 ④地形の高低差がある場合はそれを生かして周辺の山地・高原の風景と調和するような配置とし、りょう線や斜面上部への配置はできるだけ避けること。 ⑤電柱、鉄塔類は樹木林等のできるだけ目立たない位置に設置すること。
	<b>規模</b> ①周辺の基調となる樹林やりょう線から著しく突出した印象を与えない規模、建築物等と敷地の釣り合い、高さとする。こと。 ②建築物の高さは低層 <sup>※1</sup> を基本とし、中層 <sup>※2</sup> とする場合は、周辺の樹林の高さ以内となるように努めること。
	<b>意匠・形態</b> ①一般住宅とは、地域の伝統的な形態・意匠等の活用のできるだけ努め、周囲の山地・高原の風景との調和に努めること。 ②宿泊施設等の建築物は、豊かな自然に囲まれた安らぎを感じさせる意匠・形態に努めること。 ③屋根の形状はこう配屋根で適度な軒の出を有するものとし、こう配は背景のスカイラインや周辺の建築物等との調和に努めること。 ④規模が大きい建築物は、大規模な平滑面が生じないよう、壁面の陰影等の処理、屋根、開口部等の意匠の工夫により、圧迫感や威圧感を軽減し、周囲との調和を図ること。 ⑤屋上の設備は外部から見えにくいよう、壁面やルーバーで覆う等の工夫をすること。 ⑥屋外階段、ベランダ、パイプ類等の付帯設備や付帯の広告物等は、煩雑な印象を与えないよう、デザインに配慮し、建築物等本体との調和を図ること。
	<b>材料</b> ①周辺の風景と調和し、耐久性に優れた材料を用いること。また、できるだけ木がみえるような素材使いに努めること。 ②反射光のある素材を極力用いないように努めること。
	<b>色彩</b> ①外壁などの基調色は、げばげばしい色彩とせず、落ち着いた色調とすること。 ②屋根の色は青色系を避け、できるだけ茶色系（落ち着いた赤）、黒色・灰色系とすること。 ③使用する色数はできるだけ少なくするよう努めること。 ④照明を行う場合は、安全性の確保等に必要最小限度にとどめ、かつ設置場所の自然環境や周辺環境に留意すること。 ⑤光源で動きのあるものは、原則として避けること。
	<b>緑化</b> ①敷地内に優れた樹木等がある場合は、可能な限り保存若しくは移植し、修景に生かすこと。 ②建築物等の周囲は積雪、堆雪等の状況を考慮した上でできるだけ緑化し、圧迫感・威圧感の軽減に努めること。 ③駐車場、自転車置き場等を設ける場合は、道路から直接見えにくいように周囲の緑化に努めること。 ④緑化に使用する樹種は、周辺の樹林等の風景と調和させるとともに、周辺に自生する樹種の活用に努めること。 ⑤河川等がある場合は、樹木を活用して、水辺の景観に配慮すること。 ⑥敷地境界には塀等の遮へい物はできるだけ設けないこと。やむを得ず設ける場合は、生垣とするように努めること。

※1 低層とは、1～3階（高床式住宅を含む）程度の高さを表す。

※2 中層とは、4～5階程度の高さを表す。

届出の対象行為と手続きの進め方（景観法第16条関係）

1) 届出が必要な行為及び規模

景観計画区域内において、届出（法第16条第1項）を要する行為は下表のとおりとする。

		行為の種類	行為の規模	
景観計画区域	建築物	① 新築・増築・改築・移転	床面積 20 m <sup>2</sup> を超えるもの 又は高さが 13mを超えるもの	
		② 外観の変更、若しくは模様替え又は色彩の変更	変更面積 25 m <sup>2</sup> を超えるもの	
	工作物	新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	③ プラント類、自動車車庫（建築物とならない機械式駐車装置）、貯蔵施設類、処理施設類 <sup>※1</sup>	築造面積 20 m <sup>2</sup> を超えるもの
			④ 電気事業の用に供する施設・通信等施設 <sup>※2</sup>	高さが 8mを超えるもの 又は築造面積 20 m <sup>2</sup> を超えるもの
			⑤ 太陽光発電施設 <sup>※3</sup>	太陽電池モジュールの築造面積の合計が 20 m <sup>2</sup> を超えるもの
			⑥ ③④⑤以外の工作物	高さが 5mを超えるもの
		⑦ ①から⑥までの建築物又は工作物の外観に公衆の目を引くための形態・色彩・その他意匠 <sup>※4</sup>	面積 3 m <sup>2</sup> を超えるもの	
		⑧ 土石の採取又は鉱物の掘採	面積 300 m <sup>2</sup> を超えるもの 又は生じる法面・擁壁の高さが 1.5mを超えるもの	
		⑨ 土地の形質の変更 <sup>※5</sup>	面積 300 m <sup>2</sup> を超えるもの 又は生じる法面・擁壁の高さ 1.5mを超えるもの	
		⑩ 屋外における物件の堆積 <sup>※6</sup>	高さが 3mを超えるもの 又は面積 100 m <sup>2</sup> を超えるもの	

※1 プラント類:コンクリートプラント、クラッシャープラントその他これらに類するもの

貯蔵施設類:飼料、肥料、石油、ガス等を貯蔵する施設

処理施設類:汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設

※2 電気事業の用に供する施設・通信等施設:⑤太陽光発電施設を除く

※3 一団の土地又は水面に設置されるものとし、建築物の屋上又は屋根に設置する場合は建築物に係る行為とする

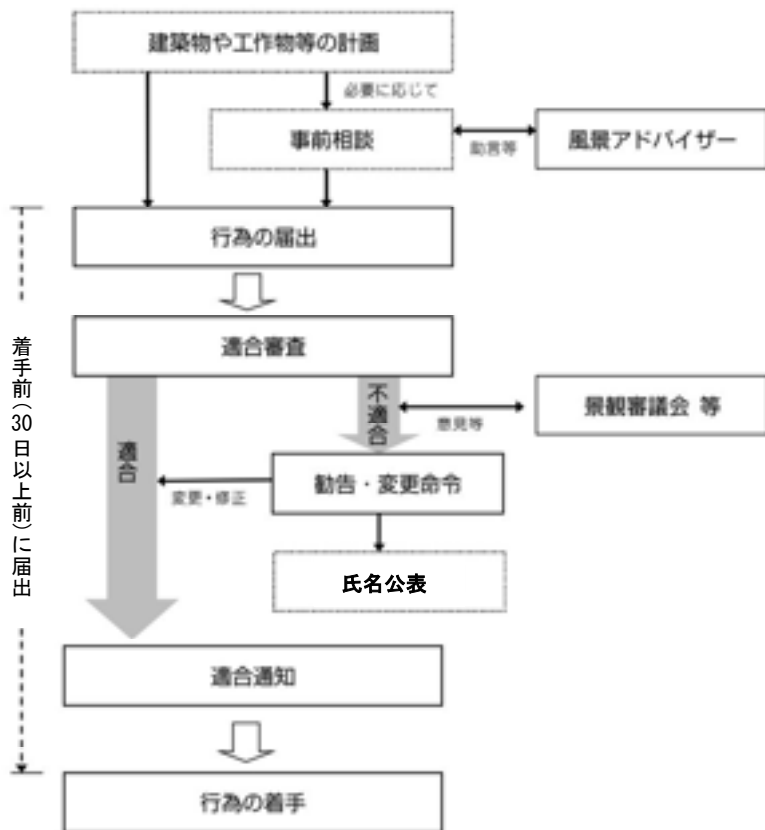
※4 営利を目的としないもの及び表示期間が30日以下のものを除く

※5 都市計画法第4条第12項に規定する開発行為及び景観法施行令第4条第1号に規定する土地の形質の変更(土砂の採取又は鉱物の掘採を除く)

※6 土砂、廃棄物、資材等が高く積み重なった状態をいう

## 2) 手続きの進め方

届出対象行為は行為着手の30日以上前に飯山市へ届出をし、原則として届出から30日以内は工事を着手できない（ただし審査による適合日以降は着手可能）。また、景観基準に適合しない場合は、必要に応じて勧告や変更命令を行なうことができる。



届出対象行為の手続きの流れ

## 3) 特定届出対象行為

特定対象届出行為（法第17条第1項）は、建築物及び工作物の区分（又は景観条例に定められたもの）に該当する行為とする。景観計画に定められた建築物又は工作物の形態意匠の制限に適合しないものをしようとする者又はした者に対し、当該制限に適合させるため必要な限度において、当該行為に関し設計の変更その他の必要な措置をとることを命ずることができる。

### (3) 小菅の里景観形成住民協定による規制

小菅地区の美しい景観とすばらしい水環境を継承するため、美しく潤いのある豊かなむらづくりを目指すことを目的とし、県条例を基準に平成7（1995）年に締結された。「建築物」、「広告物」、「緑化」、「水の保全とごみ処理」、「公園、広場の整備」、「道路の景観美化」、「歴史的建造物と文化財の保全」、「土地利用に関すること」が定められている。

各事項に関する基準は、次表のとおりである。

項 目		む ら づ く り 基 準
建築物	位置	①道路からの壁面距離は2.0m以上とし、連続した沿道の空間を構成するように努める。 ②隣接地からの壁面後退は3.0m以上とし、相互に協力し、まとまった空間を生み出すように努める。 ③屋根の雪は自己の敷地内で処理できる構造とする。
	規模、形態	①高さは13m以下とし、沿道の眺望を確保する。 ②建ぺい率は60%以下とする。 ③屋根は、勾配屋根とするよう努める。
	色彩	①屋根・壁面等建物の色彩は、周囲の環境と調和したものとし、ピンク色、黄色、青色又は紫色は極力避けるようにする。 ②屋根の色については、焦げ茶色又は紺色が望ましい。
広告物	用途等	次のいずれかに該当するもの以外の屋根広告物等は設置しない。 1)自己営業の内容を表示するもの。(自己用広告物) 2)祭礼又は冠婚葬祭その他営利を目的としないもので、一時的に設置するもの。 3)法令又は景観条例の規定により表示するもの。 4)交通安全、防災警報、公衆衛生その他公益に関する宣伝告知のために表示するもの。
	色彩、規模	①屋外広告物の高さは、地上から3.5m以内とする。 ②屋外広告物の大きさは、3㎡以内とする。 ③周囲の街並みや山並みと調和する意匠並びに形態とし、必要最小限の規模とする。 ④建築物に設置する場合は、屋根や屋上には取付けない。 ⑤電柱道路標識等に袖看板又は巻付広告を取付けない。 ⑥はり紙、はり札、立看板及びのぼり旗の設置はしない。
	色彩、材料	①けばけばしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩を基調とする。 ②地色は白色又は焦げ茶色、文字は紺色・白色又は黒色が望ましい。 ③反射光のある素材は極力使用しない。 ④光源で動きのあるものは使用しない。
	維持管理 ほか	①設置者等は、定期的に点検等を行い、安全上又は美観上の注意を怠らないようにする。 ②材料の劣化、塗料の剥離や退色等が生じた時は、速やかに修繕をする。 ③協定区域内に屋外広告物を設置する目的で土地賃貸借を行うものは、委員会に対し別に定める申請書に設計図書等を添えて申込み、審査を受けるものとする。
緑化	①建物を建築する部分に樹木がある場合は、できる限り移植するようにする。 ②道路に面する部分には、できる限り草花などを植え管理する。 ③緑化樹木等は、病害虫を予防し、常に適正な管理に努める。 ④緑化樹木等は、既存の樹木等の活用に努めるほか、地域の風土にあったものを使用する。 ⑤神社、お寺及び史跡等の樹木のほか、私有の大径木についても極力保全に努め、美しい緑の景観を維持するよう守り育てていく。	
水の保全とごみ処理	①家庭雑排水は、できる限り汚物を取り除き水分を地下浸透させ、河川等が汚れないよう努める。 → 簡易浄化層の設置が望ましい。 ②合成洗剤は、できるだけ使用しないようにする。 ③空き缶、タバコの吸い殻、ごみ等の投げ捨てや野積みなど、周囲に不快感を与え、景観を損なう処理はしない。 ④生活のごみは、決められた方法により、決められた時間に指定場所に集積する。	
公園・広場の整備	①南竜池跡地については、自然観察公園として整備を進める。 ②神社・お寺の境内については、氏子・檀家等により整備を進める。	
道路の景観美化	①道路沿いの土地所有者は、土手等の草刈りを定期的に行うようにする。 ②宅地に面した道路は、居住者が常に清掃し、環境保全に努める。	
歴史的建造物と文化財の保全	①神社、お寺、石仏、石碑等に説明板や案内板を設置し、その保全と伝承に努める。 ②柱松柴燈神事(松子)は夏の風物詩として、また、数少ない修験道の民俗行事として守り伝えていく。	
土地利用に関すること	①むやみに山林等の地形の変更はしないようにする。 ②委員会が認め、やむを得ず資材置き場として利用する時は、道路より2.0m以上離すようにする。 ③廃棄物等の野積みはしないこと。	

#### (4) 文化財保護法に基づく届出

計画対象範囲内において、文化庁長官への届出が必要となる行為は、重要な構成要素の現状変更等である（平成20年20庁財第148号 各都道府県知事・各都道府県教育委員会・文化庁関係各独立行政法人の長あて文化庁文化財部長通知）。

なお、重要な構成要素については第7章に記載する。

##### 1) 届出が必要な行為

滅失またはき損（文化財保護法第136条）及び現状変更又は保存に影響を及ぼす行為（文化財保護法第139条、以下「現状変更等」）がある場合には、文化庁や長野県との調整や検討委員会での審議を踏まえ、文化庁長官に対して届出を行うものとする。届出の種類と提出期限、届出を要しない行為は以下のとおりである。

重要な構成要素ごとの維持・保存の基準は「重要な構成要素の個票」等に記載し、その運用については市文化財担当課が行う。

届出の種類	届出が必要な行為	届出者	提出期限
滅失	重要な構成要素が消失、流失等により滅失した場合	所有者等	滅失・き損を知った日から10日以内
き損	重要な構成要素が災害等により大きく破損した場合	所有者等	
現状変更等	・重要な構成要素の現状変更（物件の種別ごとに定める行為） ・重要な構成要素以外の現状変更により、重要な構成要素の保存に影響を及ぼすと考えられる行為	現状変更等を行う者	現状変更等を行う日の30日前まで

##### 2) 届出を要しない行為

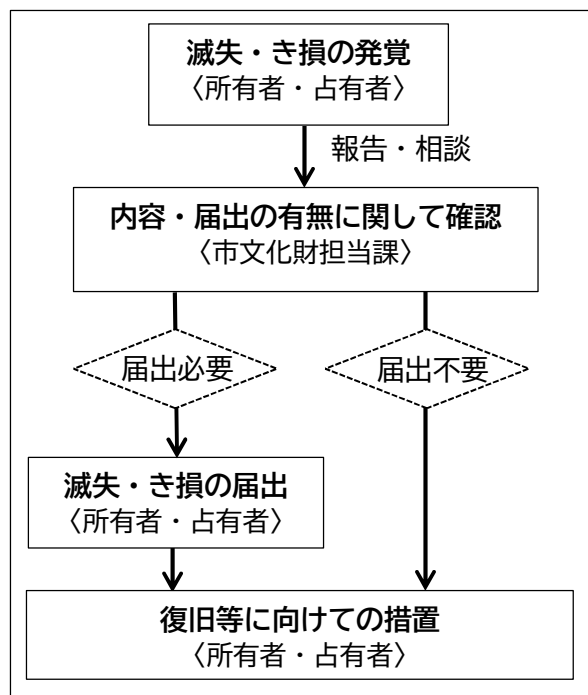
届出の種類	届出を要しない行為
滅失 き損	・重要文化的景観の保存に著しい支障を及ぼすおそれがない行為（平成17年文部科学省令第10号第4条に定められている範囲）
現状変更等	

※平成17年文部科学省令第10号第7条で定める以下の行為

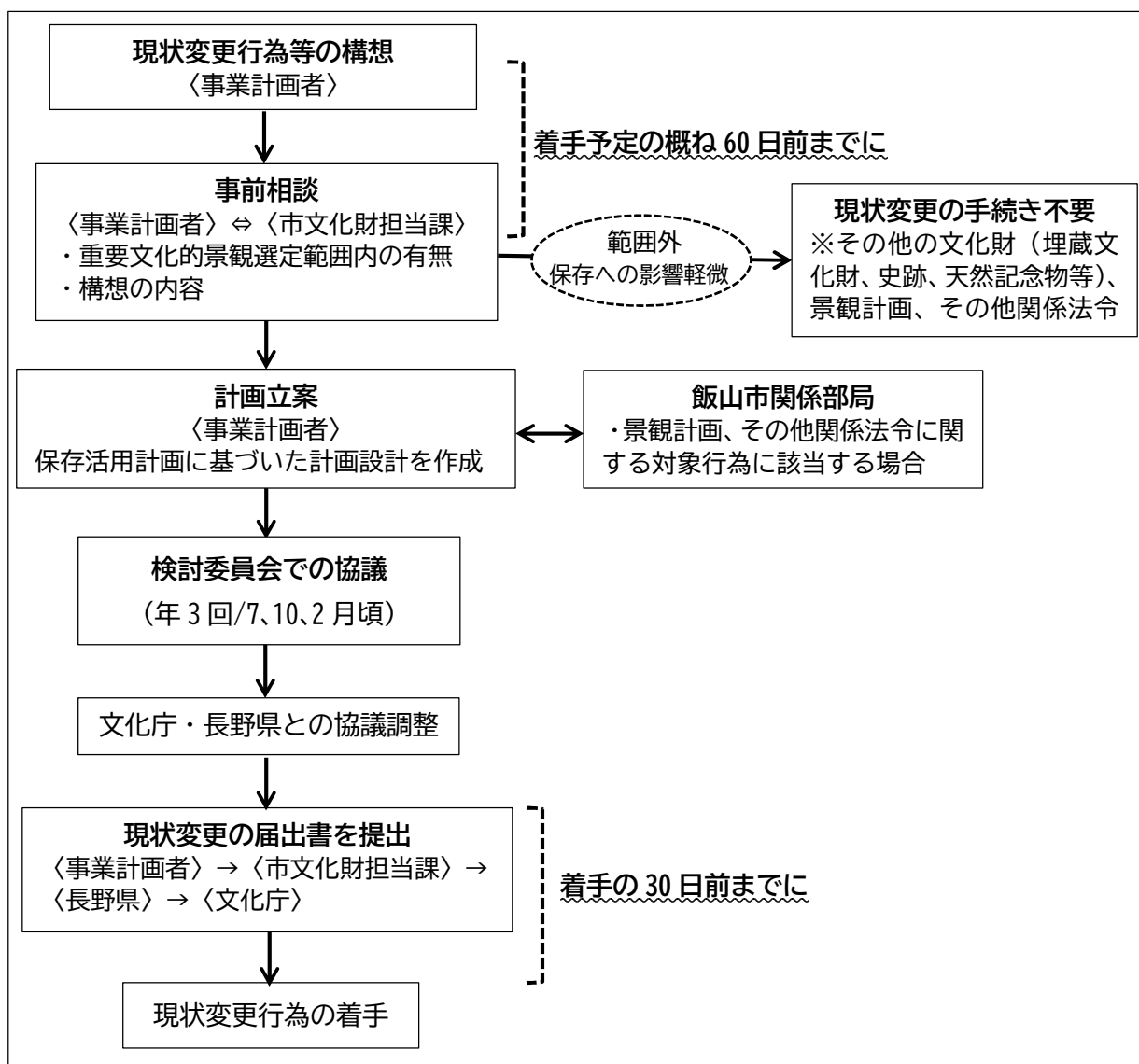
- ・文化的景観がき損している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該文化的景観をその選定当時の原状に復するとき
- ・文化的景観がき損している場合において、当該き損の拡大を防止するための応急の措置を執るとき
- ・文化的景観の一部がき損し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき

### 3) 現状変更等の届出の流れ

届出が必要となる個別の現状変更行為等については、第7章重要な構成要素の個票に記載する。また、重要文化的景観選定範囲内かつ重要な構成要素以外の物件（景観構成要素）において、重要文化的景観の保存に影響を及ぼす事業が計画された場合は、飯山市景観計画及び既存法令等による届出、許可に基づくが、各担当部局からも文化財担当課に照会を行い、計画の内容によっては行為者等と協議を行うこととする。



滅失・き損の届出の流れ



現状変更等の届出の流れ

## 第5章 整備活用に関する方針

### 1 重要文化的景観の継承に向けて

#### (1) 施設等の整備

重要な構成要素を活用した施設等の整備を行う。重要な構成要素に特定されている空き家の利活用を促進する。宿泊施設やガイダンス施設、体験型のイベント等の開催、本重要文化的景観の価値や社会ニーズ等を踏まえた住居の改修等の整備を行い、移住者や来訪者の呼び込みを促進する。

【重要な構成要素に特定されている民家の活用例】

- ①カイド沿いの立地を活かした重要文化的景観のガイダンス施設の整備
- ②オテンマ等の地域活動や農業体験を盛り込んだ宿泊施設の整備
- ③重要な構成要素である耕作地で作られたソバ等の作物を加工から食すまでの体験ができる施設の整備
- ④主屋をレストラン、土蔵を宿泊施設など、敷地内の建物を総合的に活用した施設の整備
- ⑤移住者や研究フィールドへの施設提供、休憩場所の整備



空き家の活用を考えるワークショップ

#### (2) 学習会等の開催

重要な構成要素を活用した学習会等を開催する。本重要文化的景観の豊かな自然や石垣などの資源を材料にした学習会等、本重要文化的景観の魅力を伝えるイベントの開催や来訪者受け入れのための散策コースの設定・整備を行い、価値を伝えるとともに担い手づくりにつなげる。

- ①重要文化的景観を堪能できる散策モデルコースの設定
- ②散策コースにおける案内看板、便益施設等のサインの整備
- ③石垣の積み直し学習会等の開催による重要な構成要素の活用と修復
- ④奥社参道遺構群の発掘調査への住民参加
- ⑤地元住民や専門家による重要文化的景観についての勉強会や当地の暮らし等を学ぶ学習会の開催



石垣の積み直し実践学習会

#### (3) 情報発信、プロモーションの実施

観光部局等と連携しながら、重要文化的景観の案内人の育成や案内サービスの充実を図る。

季節ごとの風景や祭りなどのイベントについて、SNS等の情報発信ツールを積極的に活用したPR活動に取り組み、誘客の促進や当地のファンの増加につなげる。また、重要文化的景観の魅力を活

かした土産品の開発・販売により地元経済の活性化につなげる。

- ①散策コース等利用者向けのガイド付き案内や観光拠点施設等での情報発信、PR事業の実施
- ②説明板やサインの多言語表記の設置
- ③みやげの開発と商品化
- ④眺望の修景（カイド沿いの電柱等景観阻害物の移設等）、ビューポイントの整備



柱松行事で使用する火打ち石入りの御守作り

## 2 担い手の創出と活性化に向けて

### (1) 外部支援者等とのネットワークの構築

小菅区の出身者、移住者や新たに本重要文化的景観を拠点に活動する人などの外部で構成されたコミュニティが継続的な集落の支援者、将来的な担い手につながるよう、本重要文化的景観での実践的な生活体験のイベント等の実施や、祭りやオテンマへの協力を通して現地とのつながりを強めながらネットワークの構築を図る。



移住者、外部の人たちとの意見交換会

### (2) 次世代の担い手づくりに向けた活動

次世代を担う子どもたちに向けて、地域のすばらしさを伝える校外学習を含めたふるさと学習を推進する。学校と連携をはかり、校外学習や地域学習などを行って子どもたちの活躍につなげる。担い手の安定化を目指して継続的な地域学習を行う。



中学生による地域学習の発表

## 3 修理等に向けて

重要な構成要素等の修理・修景については第4章2土地利用の方針や第7章重要な構成要素の個票で示すように、重要な構成要素はその特徴を継承し、景観構成要素はその保存に努めることとする。また、ドローン調査などを活用し、建造物の屋根や高所の損傷状況、景観阻害要因等を特定し、具体的な修景、修理につなげる。

本項では特に重要な構成要素の多くを占める建造物・石垣・水路について、留意すべき点について整理する。

修理・修景にあたっては文化庁の文化的景観保護推進事業国庫補助金の活用を図り、補助対象の基準を満たすものには経費の一部を補助する。また、災害による復旧については迅速な対応を図る。

#### (1) 建造物：民家

修理等においては、土地の輪郭に関わる石垣の位置、形状、構法、使用材料の保存に努める。水の流れに関わる水路やカワ（池）の位置、形状、流路、護岸構造の保存に努める。また、主屋や付属屋などの建造物の配置及び外観は、建造物の位置、規模、形態の保存に努める。なお、増改築にあたっては、現代における社会ニーズや生活ニーズを勘案しつつ、個々の建物の特徴を尊重した修理を行うように心がける。その際、暮らしや生業（紙漉きなど）の痕跡のほか、カイド沿いの民家においては非日常的な都市的景観の痕跡（小菅市に由来するミセ）を積極的に評価し、活用することが好ましい。

#### (2) 建造物：社寺建築

伝統的な形式を継承した修理を行うことを基本とする。修理をする場合は必要に応じて調査を実施し、防災の観点を加味しながら修理方針に反映させる。

#### (3) 石垣

修理にあたっては、セメント等の補強材を使わない空石積みに努める。現状が空石積みの石垣は空石での積み直しを基本とし、練り石積みの石垣は補強材ができるだけ見えないように、またコンクリート等の擁壁は石垣風になるよう修景に努める。

#### (4) 水路

石積みの護岸については、日常的な積み直しなどの修理は石材等を再利用するよう努める。災害や劣化などによる破損や崩落、漏水等による復旧を行う場合、安易にコンクリートの水路に変更しないようにする。ただし、現場の状況や維持管理体制などを理由に現状復旧が困難な場合は、有識者等と修理方法を協議し現状に見合った工法を選択する。

## 第6章 保存及び活用に必要な体制

### 1 運営体制の考え方

重要文化的景観の保存及び活用を継続的に行うためには、住民、行政、関係団体等が一体となって取り組みを進めることが必要である。これまで、本重要文化的景観は小菅区の自治組織をはじめ、近隣地区やボランティア等各種団体、行政が加わって継承を行っている。近年は小菅区を中心に事業を展開する観光関連業者や空き家の斡旋や活用のコーディネート業者も加わり、企業・団体等の多角的な支援が広がりつつある。より円滑な運用ができるよう、地域と行政、各種関係組織が情報を共有し、スムーズな連携につながる体制の構築を進める。

### 2 関連組織との連携

#### (1) 地域住民との連携

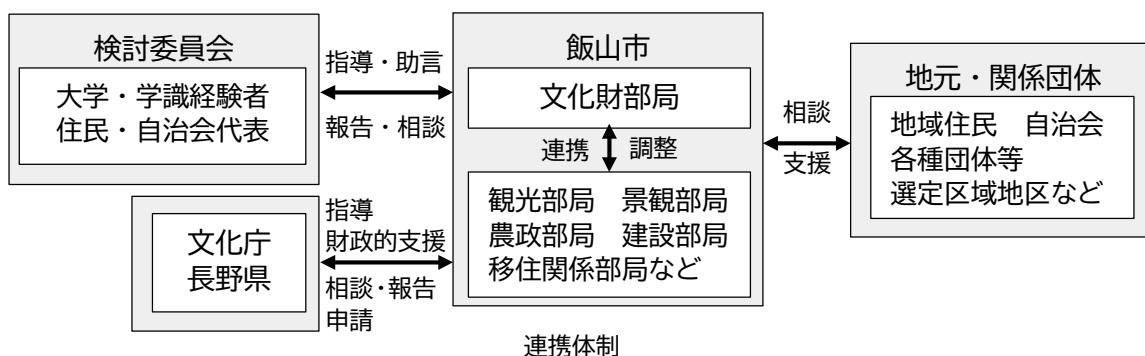
重要文化的景観を継承するためには地域住民と行政の緊密な連携が不可欠である。行政は「たよりの」発行など定期的に住民への制度の周知や、学習会やワークショップ等の開催による普及啓発を通じた住民の意識醸成づくりをおこなう。また、オテンマ等の共同作業の支援を行うなど住民活動の支援を行う。

#### (2) 行政との連携

市内においては、関連部局と横断的連携をはかり、速やかな情報収集と調整を行う。本重要文化的景観の範囲内での開発事業等においては事前協議を徹底し、保存に配慮した事業を実施するよう努める。また、住民や関係団体等とともに検討委員会で意見交換を行うことで、より良い開発事業の実施に向けて連携をはかる。

#### (3) 関係団体との連携

本重要文化的景観で事業を計画する事業者や、観光関連事業者、空き家対策に関わる事業者等とは、連絡・調整を密にして情報共有を行う。住民や行政とともに検討委員会で意見交換を深め、より良い開発事業の実施や、重要文化的景観の価値や特徴を活かした観光事業、空き家の活用を図るとともに、経済活動の活性化を推進する。



## 第7章 重要な構成要素

### 1 重要な構成要素の考え方

本重要文化的景観の価値を示すうえで重要となる物件を「重要な構成要素」として特定する。重要な構成要素は、景観単位ごとにA～Dに区分しまとめた。

重要な構成要素の多くを占める民家についての特定要件は下記のとおりとする。

#### 【屋敷地】（第4章2（3）「里」○住居エリアを参照）

民家の価値は、石垣などによって屋敷地を区画し、主屋や付属屋などの建造物の配置及び外観、水路やカワ（池）などによって形成された水の流れといった農村的な構成要素が一体となって形成されていることである。これらの要素が相互に関連しながら成る屋敷地の構成が特徴である。

#### 【主屋】

- ・造りの典型Ⅰ：屋根を寄棟造りの茅葺き（鉄板仮葺）、壁を真壁造りの土壁、平入りとする。
- ・造りの典型Ⅱ：屋根を切妻造りの板葺き（鉄板仮葺）、壁を真壁造りの土壁、平入りとする。
- ・間取りの典型Ⅰ：茶の間の横に一間の座敷を設ける。
- ・間取りの典型Ⅱ：茶の間の横に二間続きの座敷を設ける。
- ・茶の間に隣接して紙漉き部屋の痕跡がある。
- ・カイド沿いの民家には奥座敷カイド側の縁側に小菅市に由来するミセの痕跡がある。

#### 【付属屋】

生活・生業に関連し、主屋と一体となって屋敷地を構成する付属屋には、土蔵、小屋がある。

#### 〔土蔵〕

- ・屋根を置き屋根、壁を大壁造りの土壁（中塗り仕上げ・白漆喰塗り仕上げ）とする。

#### 〔小屋〕

- ・屋根を切妻造りの板葺き・茅葺き（鉄板仮葺）、壁を真壁造りの土壁とする。
- ・飯山地方を中心に分布する「タテノボセ」の構法をもつもの、紙漉きに関連して内部に水を引き入れる痕跡があるものがある。

#### 【カワ（池）】

小菅山の雪解け水や湧水を集落内にめぐる水路に引き込み、さらに各家に設置されたカワ（池）からカワ（池）へ流れ込む。石積みやコンクリートで造られた方形の池で、多くが民家の敷地内に設置される。

#### 【石垣】

屋敷地の輪郭を形づくる。多くは地元で産出される安山岩による空石積みである。

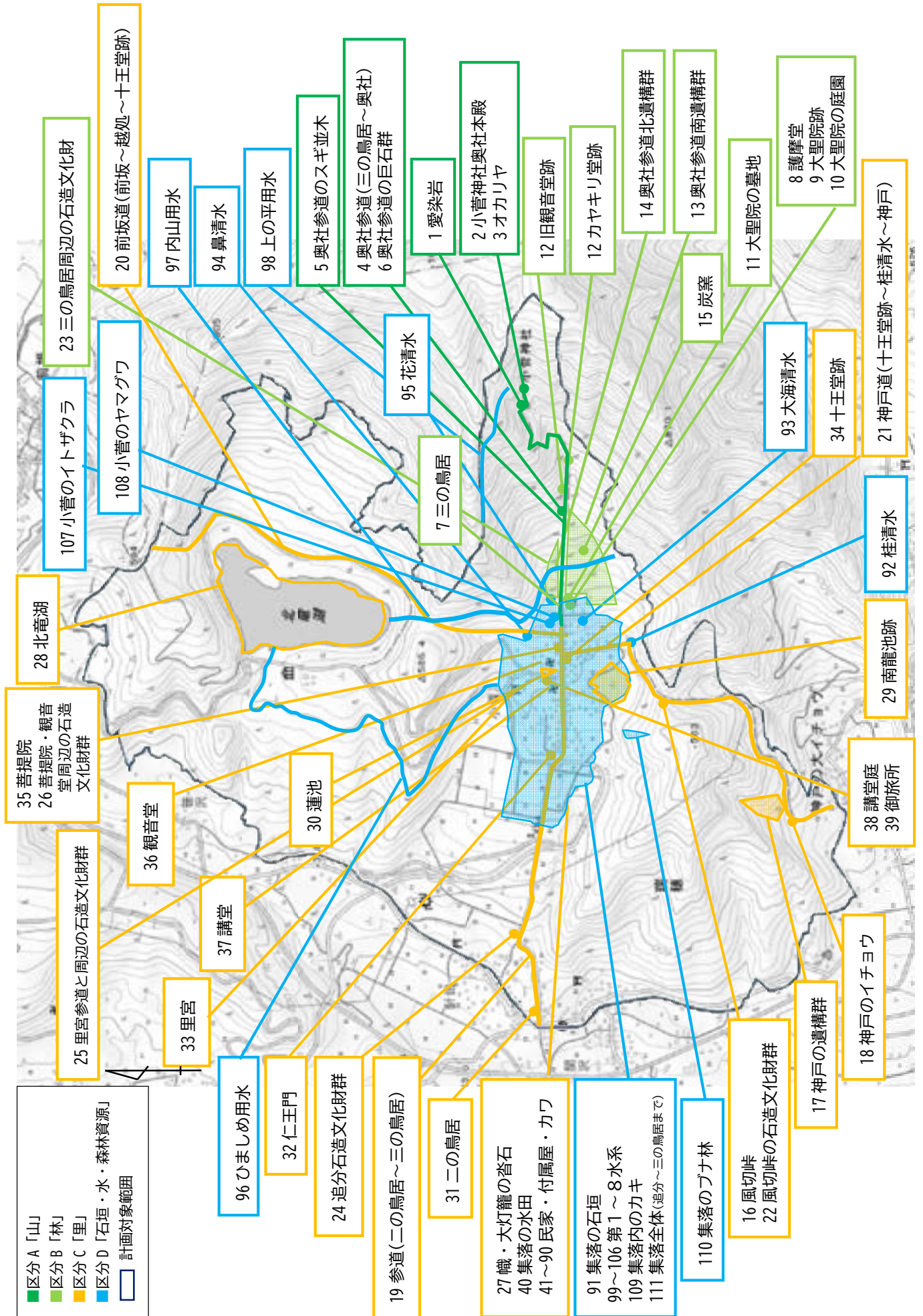
民家の重要な構成要素の特定要件

## 2 重要な構成要素

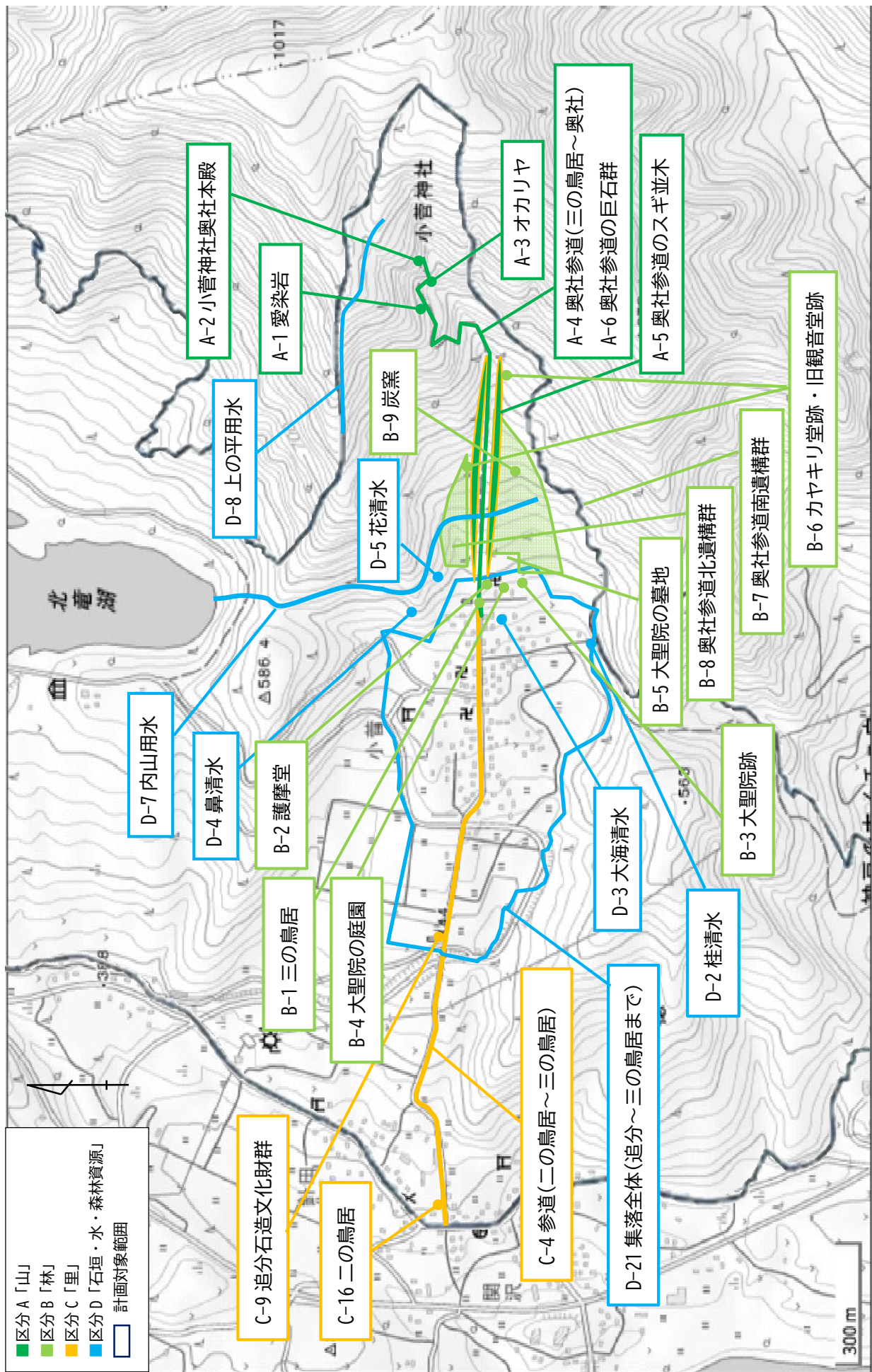
### 重要な構成要素の一覧

区分	騒	番号	名称	区分	騒	番号	名称
A 〔山〕	1	A-1	愛染岩	C 〔里〕	35	C-20	菩提院
	2	A-2	小菅神社奥社本殿		36	C-21	観音堂
	3	A-3	オカリヤ		37	C-22	講堂
	4	A-4	奥社参道（三の鳥居～奥社）		38	C-23	講堂庭
	5	A-5	奥社参道のスギ並木		39	C-24	御旅所
	6	A-6	奥社参道の巨石群		40	C-25	集落の水田
B 〔林〕	7	B-1	三の鳥居		41	C-26	N家住宅（主屋）
	8	B-2	護摩堂		42	C-27	Y家住宅（主屋・土蔵）
	9	B-3	大聖院跡		43	C-28	M家住宅（主屋・カワ）
	10	B-4	大聖院の庭園		44	C-29	K家住宅（主屋・土蔵・小屋・カワ）
	11	B-5	大聖院の墓地		45	C-30	I家住宅（主屋・土蔵・小屋・カワ）
	12	B-6	カヤキリ堂跡・旧観音堂跡		46	C-31	七星庵（主屋・土蔵・カワ）
	13	B-7	奥社参道南遺構群		47	C-32	H家住宅（主屋・土蔵・小屋・カワ）
	14	B-8	奥社参道北遺構群		48	C-33	M家住宅（主屋・カワ）
	15	B-9	炭窯		49	C-34	Y家住宅（主屋・小屋・カワ）
C 〔里〕	16	C-1	風切峠		50	C-35	K家住宅（主屋・小屋・カワ）
	17	C-2	神戸の遺構群		51	C-36	S家住宅（主屋・小屋）
	18	C-3	神戸のイチョウ		52	C-37	H家住宅（主屋・小屋）
	19	C-4	参道（二の鳥居～三の鳥居）		53	C-38	T家住宅（主屋・カワ）
	20	C-5	前坂道（前坂～越処～十王堂跡）		54	C-39	M家住宅（主屋・カワ）
	21	C-6	神戸道（十王堂跡～桂清水～神戸）		55	C-40	M家住宅（主屋）
	22	C-7	風切峠の石造文化財群		56	C-41	K家住宅（主屋）
	23	C-8	三の鳥居周辺の石造文化財群		57	C-42	K家住宅（主屋・土蔵・小屋・カワ）
	24	C-9	追分石造文化財群		58	C-43	T家住宅（主屋・土蔵・小屋・カワ）
	25	C-10	里宮参道と周辺の石造文化財群		59	C-44	M家住宅（主屋・小屋・カワ）
	26	C-11	菩提院・観音堂周辺の石造文化財群		60	C-45	N家住宅（主屋・小屋・カワ）
	27	C-12	幟・大灯籠の沓石		61	C-46	K家住宅（土蔵）
	28	C-13	北竜湖		62	C-47	T家住宅（主屋・カワ）
	29	C-14	南龍池跡		63	C-48	U家住宅（主屋・カワ）
	30	C-15	蓮池		64	C-49	M家住宅（主屋）
	31	C-16	二の鳥居		65	C-50	S家住宅（主屋）
	32	C-17	仁王門		66	C-51	M家住宅（土蔵・小屋・カワ）
	33	C-18	里宮		67	C-52	M家住宅（土蔵・小屋・カワ）
	34	C-19	十王堂跡		68	C-53	旧U家住宅（土蔵・小屋）

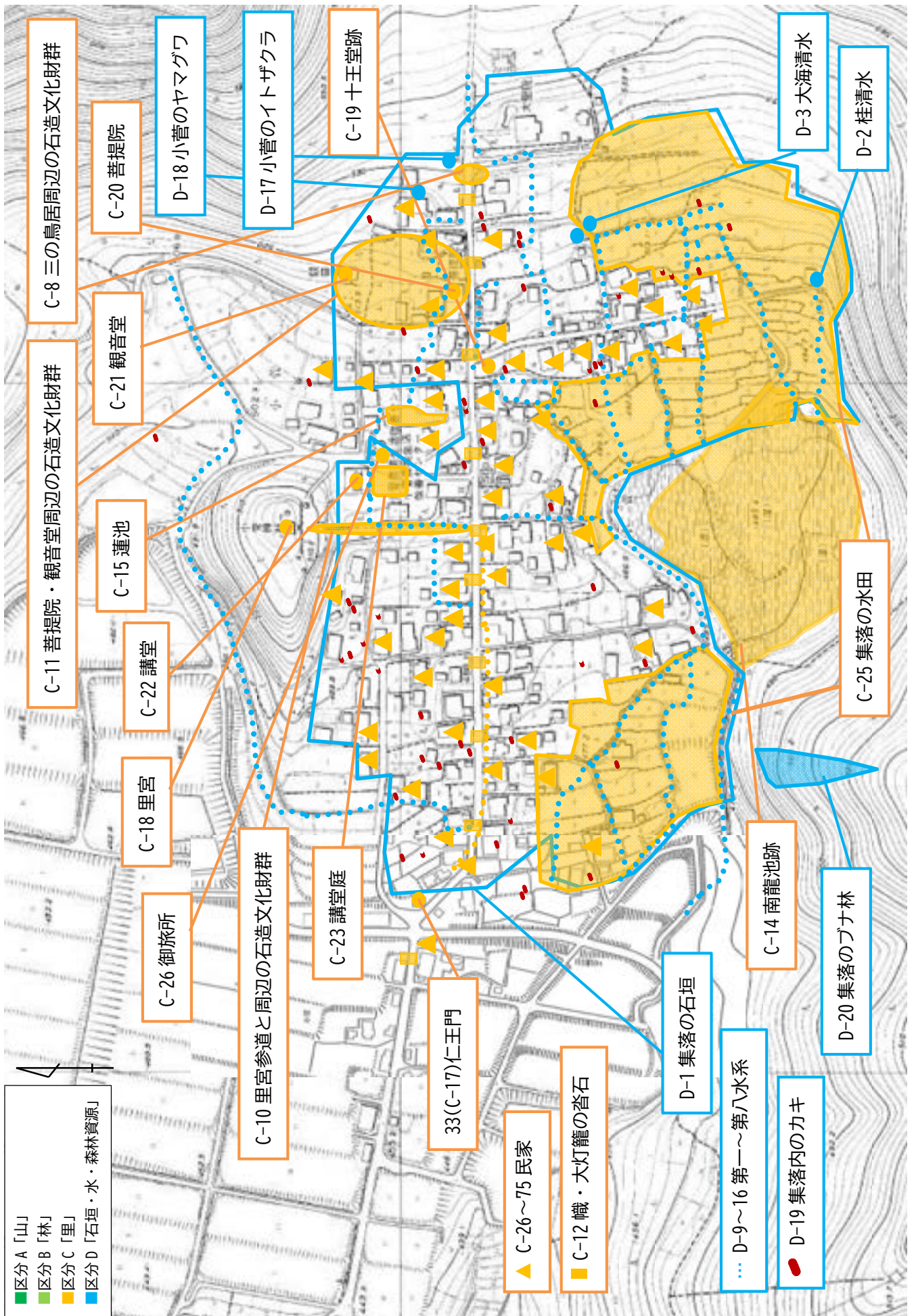
C [里]	69	C-54	M 家住宅 (土蔵)	D 「石垣」 「水」 「森林資源」	91	D-1	集落の石垣
	70	C-55	M 家住宅 (土蔵・小屋)		92	D-2	桂清水
	71	C-56	Y 家住宅 (土蔵・カワ)		93	D-3	大海清水
	72	C-57	K 家住宅 (土蔵・カワ)		94	D-4	鼻清水
	73	C-58	K 家住宅 (土蔵・カワ)		95	D-5	花清水
	74	C-59	Y 家住宅 (土蔵・カワ)		96	D-6	ひましめ用水
	75	C-60	Y 家住宅 (土蔵・カワ)		97	D-7	内山用水
	76	C-61	W 家住宅 (土蔵・カワ)		98	D-8	上の平用水
	77	C-62	Y 家住宅 (土蔵・カワ)		99	D-9	第一水系
	78	C-63	K 家住宅 (土蔵)		100	D-10	第二水系
	79	C-64	N 家住宅 (小屋)		101	D-11	第三水系
	80	C-65	H 家住宅 (小屋)		102	D-12	第四水系
	81	C-66	W 家住宅 (カワ)		103	D-13	第五水系
	82	C-67	M 家住宅 (カワ)		104	D-14	第六水系
	83	C-68	K 家住宅 (カワ)		105	D-15	第七水系
	84	C-69	F 家住宅 (カワ)		106	D-16	第八水系
	85	C-70	I 家住宅 (カワ)		107	D-17	小菅のイトザクラ
	86	C-71	Y 家住宅 (カワ)		108	D-18	小菅のヤマグワ
	87	C-72	K 家住宅 (カワ)		109	D-19	集落内のカキ
	88	C-73	Y 家住宅 (カワ)		110	D-20	集落のブナ林
89	C-74	菩提院本堂 (カワ)	111		D-21	集落全体 (追分～三の鳥居まで)	
90	C-75	K 家住宅 (カワ)					



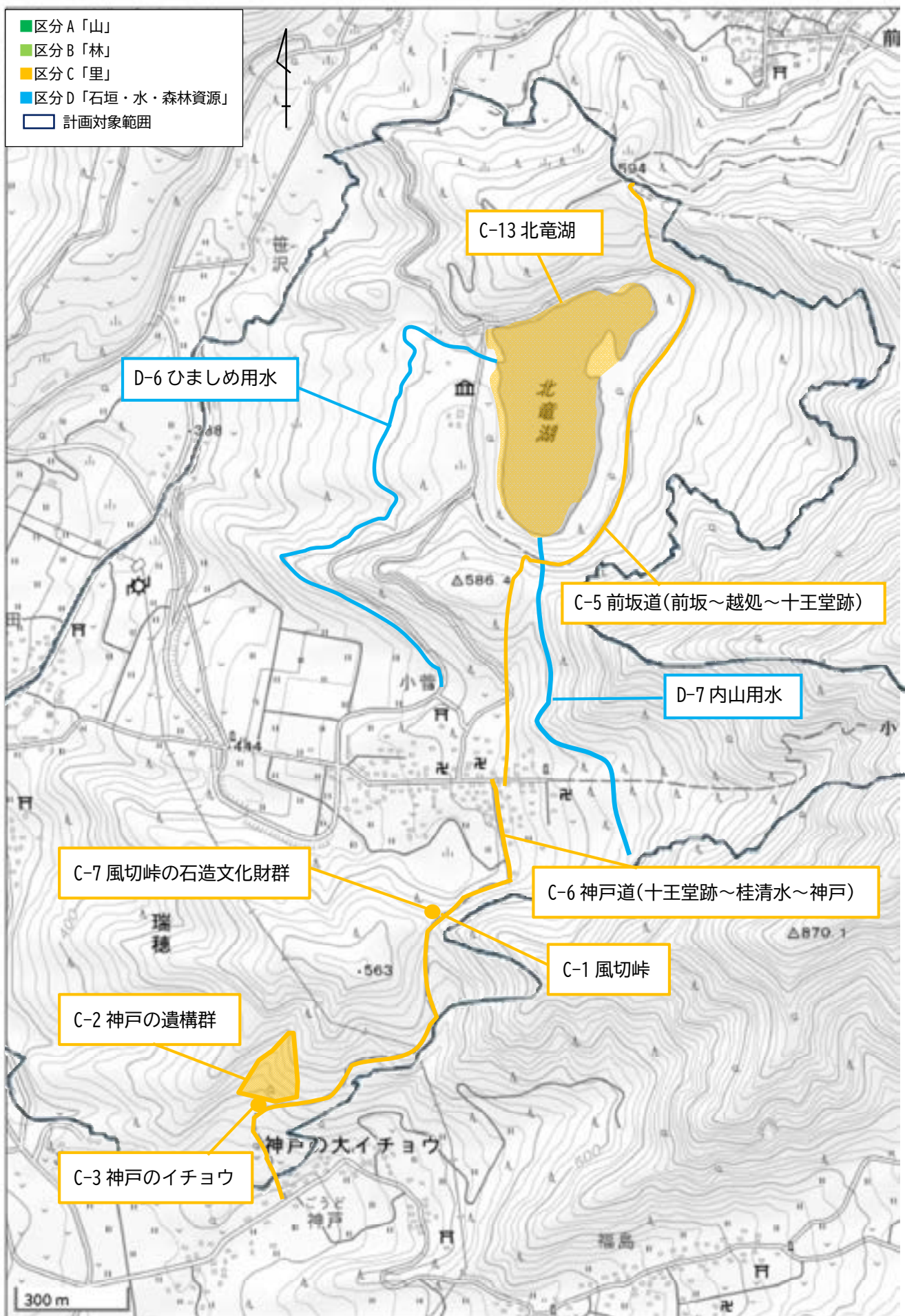
重要な構成要素の位置図 (全体) (国土地理院地図を加工して作成)



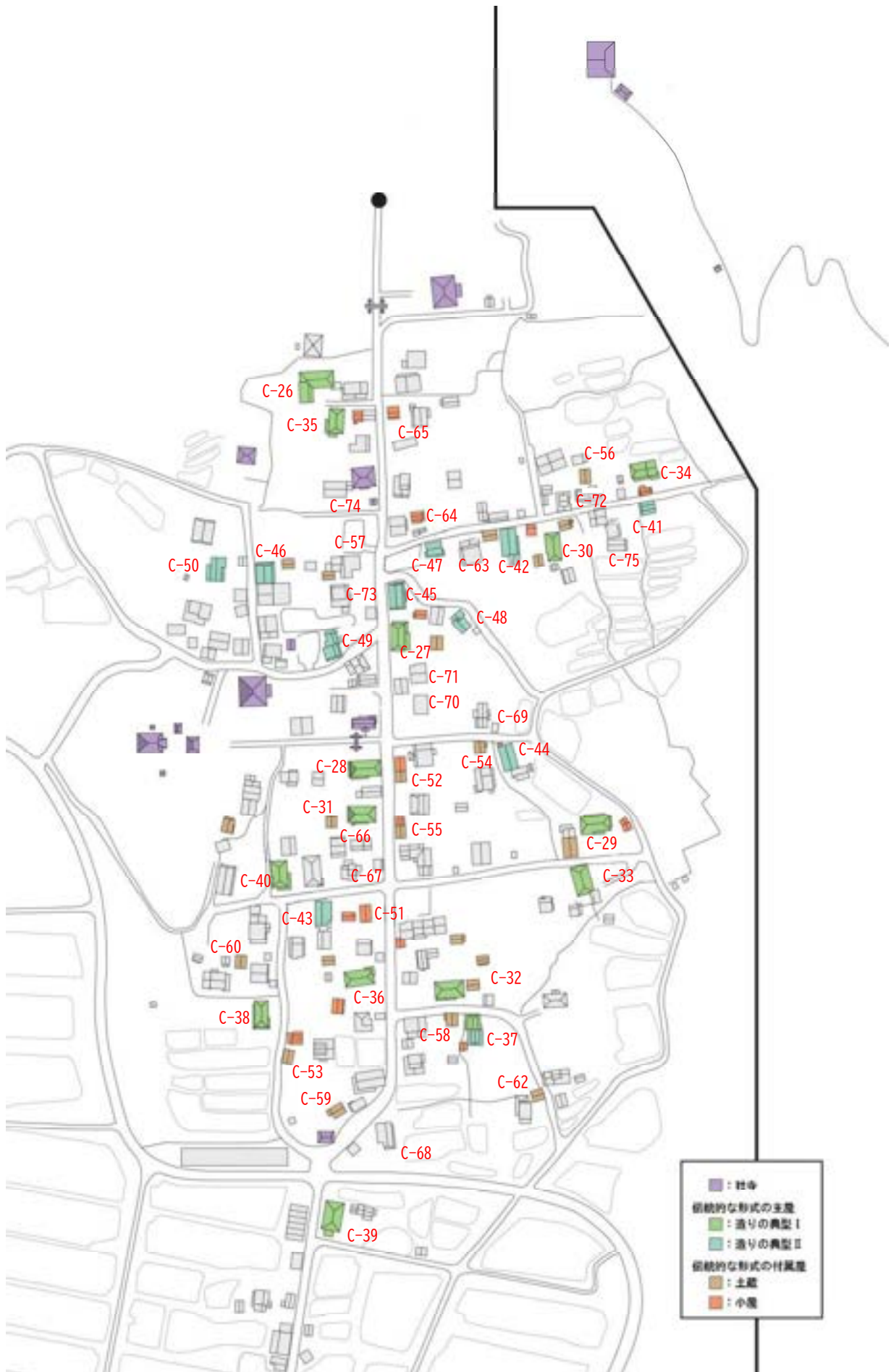
重要な構成要素の位置図（「山」・「林」エリア）（国土地理院地図を加工して作成）



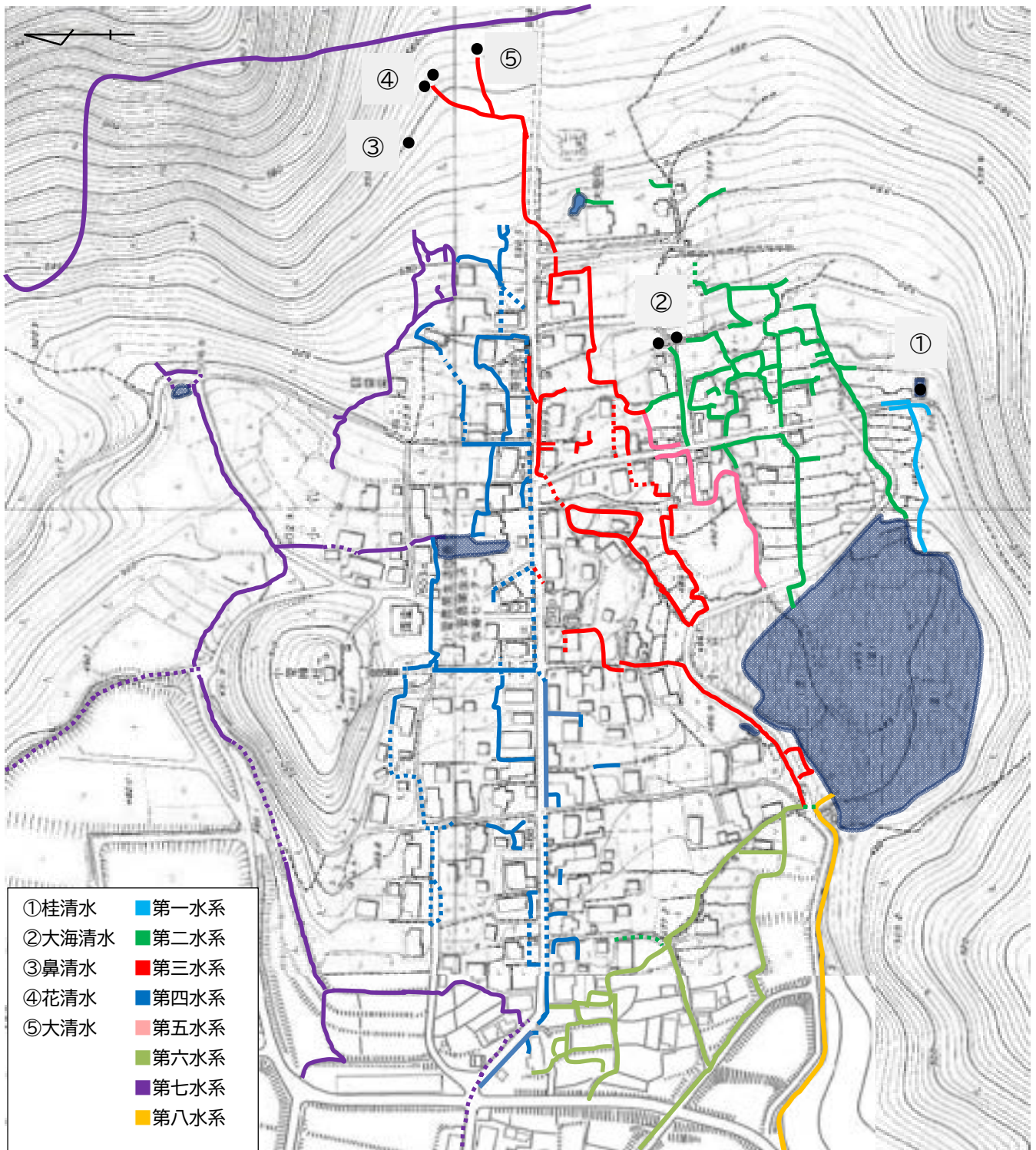
重要な構成要素の位置図（「里」・「石垣・水路・森林資源」エリア）



重要な構成要素の位置図（「里」「石垣・水路・森林資源」エリア）（国土地理院地図を加工して作成）



民家の位置図



水系 (D-9~D-16) の位置図